

インド国
バラウニ超臨界圧石炭火力発電所建設事業
（協力準備調査（有償））
スコーピング案

日時 平成 27 年 4 月 24 日（金）14：01～18：00

場所 JICA 本部 1 階 111 会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教
作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
鋤柄 直純 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
日比 保史 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
代表理事

JICA

< 事業主管部 >

岩井 伸夫 南アジア部 南アジア第一課 企画役
和田 桃子 南アジア部 南アジア第一課
川瀬 友裕 南アジア部 南アジア第一課

< 事務局 >

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長
岩田 淳 審査部 環境社会配慮審査課
土生 真弘 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

三原 道生 九州電力株式会社
鈴木 洋平 イー・アール・エム日本株式会社

午後2時01分開会

渡辺 日比委員がまだお見えになっていないようですけれど、特段連絡が入っていないので、恐らく近々お見えになると思います。

本日の配付資料をご確認いただければと思います。1つはスコーピング案に対していただいている質問とそれに対する回答という、この冊子状のものが一部と、あと、この地図等がついている別紙、この2部をお手元に配付差し上げておりますので、もし、配布されていないということ等ありましたらご連絡いただきたいと思います。

では、日比委員もお見えになりましたので、本日のワーキンググループを開始させていただきます。

本日は、審査部環境社会配慮審査課の渡辺が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今日はインドのバラウニ超臨界圧石炭火力発電所建設事業のスコーピング案に対する助言委員会ワーキンググループということでありますけれども、まず、担当のご主査の方を決めさせていただきたいと思います。

通例によりまして、これまでのご主査経験数というものをこちらから発表させていただいて、その中でご検討いただくということで、本日の委員の皆様ですと、石田委員がこれまで0回ということで、作本委員は4回、清水谷委員が0.5回、鋤柄委員が2回、田辺委員が2回、日比委員が0回と。

本件、ちょっと時間がタイトで恐縮なんですけれども、5月8日の全体会合までに、可能であれば助言案の確定というスケジュールで進めさせていただきたいと考えておりますけれども、そうしますと、一義的には5月の全体会合のご出席いただける方の中からということ。あと、本業のほうの多忙さ等もあると思いますけれども、いかがでしょうか。少ないということで行きますと、石田先生とか、清水谷先生、あるいは日比先生あたりかと思っておりますけれども。

石田委員 私も0回が気になっているので、そろそろやってもいいかとは思っているんですが、これ、かなり手際よくやらないといけませんね。120ありますので。

渡辺 そうですね。115あります。

石田委員 じゃあ、もう諦めて、やりますのでよろしくお願いいたします。

渡辺 それでは、石田委員に本日、本件の主査をお務めいただくということで、よろしくお願いいたします。

では、ここからは石田委員にお願いしたいと思います。今回115件のコメントを賜っておりますので、似たようなところはまとめて説明するという形になると思いますけれども、効率的に進めてさせていただければと思います。

それでは、石田委員お願いいたします。

石田主査 わかりました。数が多いので、なるべくてきぱきやりたいと思いますが、それでもやはり重要なところはきちんと、これだけ委員の皆さんの関心が集まってい

るということは非常に重要な指摘が多いと思いますので、そこは臨機応変にやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、まず最初の全体事項。1番から3番まで、田辺委員がございしますが、順番にお願いいたします。

田辺委員 まず1番ですが、案件説明のときから、この超々臨界圧に関する合意が何らか変わったのかどうか。超臨界圧の可能性がゼロになったのかどうかというあたりを教えていただければ。

和田 先日、調査団とともに第一次現地調査に行っまいりまして、超々臨界圧以上として、改めて超々臨界圧のメリットについて、超臨界圧といかに違うかというところを説明してきました。その結果、実施機関はその内容に納得し、かつビハール州では既に日本における超々臨界圧の定義である、温度を593度とした設備の導入実績があることから、前向きに超々臨界圧の設備を導入していきたいということで合意をまいりましたので、その方向で引き続き調査を進めていく予定であります。

田辺委員 超臨界圧の可能性というのは、あるのですか。戻る可能性。

和田 一応、現在合意してきている内容が、蒸気温度593度、リサイクラー温度593度です。よって、現時点では日本の定義でいう超々臨界圧で実施するという合意しています。

田辺委員 わかりました。

では、2番にいきます。2番で、600以下を亜臨界というふうに仮定されているんですが、これは何か根拠があるのでしょうか。

和田 日本の場合、亜臨界というと一般的に450メガワット以下という基準がありますが、インドでは、現在600メガワットの亜臨界圧の設備があります。従って、ここでは一応インドの文脈に合わせて600メガワットを亜臨界と超臨界圧の境目として仮設定した上で、換算をしております。

田辺委員 600だと結構超臨界の発電所が多いという感触を得ているのですけれど、今ご説明の600に亜臨界があるというのはわかったのですけれど、何かこう、600を境にされた理由がないと、結局600メガワットで超臨界のものというのは結構あるので、世界的にも。最近だとほとんどそういう案件しか見ないので、あまり600以下、600を含んじゃいますよね。600を含む、以下を亜臨界というふうに仮定している根拠がわからなかったのですけれど、何かありませんか。

和田 今ここでのその仮定については、まさにその600メガワットの亜臨界が存在するということで設定しましたがけれども、ご指摘のとおり大型の施設については超臨界のものが多いというところは理解しております。ここではあくまで実績がある点を踏まえて仮定を、算出根拠として仮定しております。

田辺委員 これ、データそのものはわからないですか。割合というか、そういう、この第12次国家電力計画の案件が500メガワット以上だと168件あって、そのうちそこ

ではその亜臨界か超臨界かというのは、データとしてはわかりませんか。

和田 具体的に亜臨界、超臨界という記載まではされておりません。あくまでここでは仮設定で換算したという結果になります。

田辺委員 わかりました。了解しました。

3番は、大丈夫です。

以上で。

石田主査 ありがとうございます。

続けて4番、日比委員、5番、私ですので。日比委員何かございますか。

日比委員 先、よろしいですか。電力需要予測ですが、この2013年度の8.9%の経済成長がベースになっているかと。この辺のその経済の成長率と電力需要の関係が、そんなにわかっているわけではないのですけれど、単純に考えると5年で倍というと、2割ぐらいの近くの成長率が数字的には妥当なのかなと思うので、倍の需要って大きいなと。なので、もうちょっと具体的にわかればと思うのですけれども。

何に需要が想定されているのか。現状からどこが増えるのかというのが、もしわかれば教えていただきたいのですけれども。

和田 この数字はビハール州電力公社の事業計画に記載されている数字です。将来的な経済の成長については農業分野における高度成長と、あとインフラ整備の促進、産業化、社会セクターの改善、及び貧困削減によるものという記載はありますが、具体的な内訳はわかりません。

日比委員 はい、とりあえずは。

石田主査 これは私も一つ質問があって、GDPが1割増えていくことと、その電力需要が増えていくことは比例するんですか、おおよそ。つまり、GDPが約1割近く増える、9%増えること、毎年増えていると。それと電力需要というのは比例するんですかという、すみません、素人の質問ですけれども。

和田 GDP1%成長率と電力需要の間に具体的に緻密な相関関係があるとは言いませんが、ただ、GDPが成長するということは、産業化ですとか、それに伴うインフラの整備ですとか、そういったものが進むことになるので、電力需要は増加するものと考えます。

石田主査 ただ、大きいのは農業分野と書いてあるので、農業分野だとそんなに電力を使わない。鉱工業だと何かピンとくるんですけれども、農業分野だとどうなのかと思ったのですが。

はい、わかりました。大丈夫です。

次6番、私ですが、6番、なるほど。州政府は少なく、中央政府や民間がとても多いということなんですね、発電源がね。

和田 はい、そうです。

石田主査 はい。それはよくわかりました。

続けて7番、私です。これはディーゼル発電を各事業者が持つ自家発電で行っている、まあ現状、州や中央から届かないからだと思うんですが、これは今後どうなるんですか、このディーゼル発電というのは。今後は、これはやはり民間の人たちは継続して使っていくんですか。それとも非常用として残しておくというか。このディーゼル発電の将来というのは、どういうふうになっていくんでしょうか。

和田 ディーゼル発電による電気料は石炭火力の約5倍程度と見積もられます。そのため本事業が進捗して新しく660メガワットの石炭火力発電所ができて、より安価な電力が購入できることになりましたら、恐らく、現在ディーゼルを使用している方たちは新しく安価な電力を使うことになり、ディーゼルの使用量は減るものと考えます。

石田主査 はい。

8番は、大丈夫です、ありがとうございます。

では、ページをめくっていただいて、9番、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 コメントありがとうございました。一応、説明である程度わかりました。ありがとうございます。

石田主査 よろしいですか。

清水谷委員 はい。

石田主査 じゃ、私が4つ続きますので、順番にいきます。

売電を行わないということなんですね。州内の電力設備を、これは中央政府からかなりもらっています、中央政府からかなり供給されていますけれども、全体計画としては今後、中央政府からのもらう量がかなり多いんですか。多いまま残るんですか。それとも、州政府の割合を増やしていくんですか。それは11番にも関連するのですが。

和田 ビハール州の事業計画、2016年度までのデータになりますが、傾向としては、基本的に、州・中央の割合はあまり変わらないというところであります。

石田主査 州、中央の割合は変えない。

和田 ええ。ただ、IPP等、民間の電力業者が増える可能性はあります。

石田主査 わかりました。いずれにせよビハール州全体の電力供給計画がないので、単発で今現在の答えを書かれてもわからなかったもので、これはコメントにします。ありがとうございます。

「未着手」というのは、当初の計画よりも後ろ倒し。なるほど。やっているけれども、まだ予定どおりに進んでいないということですね。例えば、全く資金繰りが遅れて手をつけていないとか、ストップしてしまっているということではないんですね。

和田 もともと計画どおりに始める予定ではありましたが、記載のとおり、石炭割り当ての状況が変わりまして、それに伴ってEIAの承認が遅れましたので、全体のスケジュールが後ろ倒しになっております。全体の進捗では当初予定どおりという状況です。

石田主査 この石炭割り当ては解決したんですか。

和田 はい。石炭割り当てについても、別途の質問でありましたけれども、現在は新しい法律のもとで割り当てが進んでいる状況です。

石田主査 はい、ありがとうございました。

13番は、結構です。

田辺委員 すみません、11番、ちょっと便乗していいですか。

石田主査 どうぞ、お願いします。

田辺委員 11番の回答で、2015年度の発電設備容量が5,000メガワットと書いてあるのに対して、2014年の実績が、施設容量が2,000メガワットって、何か3,000メガワットぐらい一気に2015年にできるということですか。

石田主査 これは、2017年じゃないんですか、ひょっとして、倍増する。いや、わからないですけど。

和田 すみません。確認して、別途回答します。

田辺委員 そうですね。これ、これだけ大きいと何か、この発電所要なのかという。

石田主査 そうですね。これは、今日、後で確認できますか。結構大きな数字だと思うので。

和田 はい、すぐ確認します。

石田主査 お願いします。

14番も私ですね。じゃ、次のページの14番へいきますが、必要、わかりました。こういう設備が可能であると、つまり供給側からはこういうことを配置することが可能であると、設計上できると。それはわかるんですけども、先ほど来から、最初からお話に出ているように、この大型の660メガワットの超臨界を入れなきゃいけない必要性。必要性というのは、慢性的な需要ギャップを埋めるというところに尽きるわけですか。

和田 はい。まず必要性については、州内の電力需要が慢性的に約3割不足していますので、このために新しい施設が必要という点が一つの理由です。

では、そのために、なぜ超臨界以上の施設が必要かといいますと、国家の政策上、大型の施設をつくる場合には超臨界以上とすることになっており、また、環境面においても、高効率でありコスト・アンド・ベネフィットも高いという点から、超臨界以上のものを入れるのが妥当という判断で、本事業を進めております。

石田主査 わかりました。いずれ代替案やスコーピングでも超臨界を導入することによる環境社会配慮やネガティブなことは、出てくるわけですよ。それについてはそちらで議論したいと思います。私は、今の説明で、はい、わかりました。

続けて15番、鋤柄委員、お願いいたします。

鋤柄委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと理解が難しかったのですが、この表では「環境問題により停止」というふうに書かれていて、ご説明のほうでは「技術採算面での問題を理由に」ということです。これはどういう関係といいますか、こ

の採算問題のほうが大きくて修復等々をやってはいけないということになり、その後、環境面も考慮して廃止を、この第12次電力計画ですか、そちらのほうで決定したという関係だと理解すればよろしいでしょうか。

和田 15番ですね。4号機、5号機については、環境面の問題で一度施設をとめることになりました。その後、その環境面の問題を克服して再稼働させることを検討した際に、予算上の問題から却下され、現在停止の状態に至ったという意味になります。

質問いただいた内容、環境面の問題の具体的な内容については、今後の協力準備調査で詳細を確認したいと思っています。また、本事業においても同様の事態が生じぬよう、対策についても検討していきたいと考えております。

鋤柄委員 わかりました。

石田主査 同じところに、作本委員はいかがでしょうか。16番です。

作本委員 ここは、詳細について、またこれから協力準備調査で行うということが書いてありますので、私のほうはよろしいかと思えます。

石田主査 よろしいですか。

作本委員 後で調べてください。

石田主査 では、続けて17番をお願いいたします。

鋤柄委員 この単位発電量当たりの汚染物質が少ないということ、その点の検討ということですね。わかりました。ありがとうございました。結構です。

石田主査 続けて、18番、作本委員、お願いいたします。

作本委員 もう一回すみません。ここで、いわゆる不可分一体の議論が出る可能性があるかと思うんですけれども、ここで登場する主人公としては、いわゆる送電線、石炭灰の捨場、あと原水取水設備、排水設備、このようなものがあるかと思うんです。いただいた回答では、灰捨場については本体事業と同じように扱うというふうなことで書いてありますので、一応ここでは理解したのですが、今ちょっと私ここでスコーピングのほうを見ていましたら、例えば石炭灰について事故防止ということは評価していないんですね。スコーピングに議論が入っていないので、やはり、一緒にこのスコーピングを、関連施設として議論していただけるのはありがたいんですけれども、やはり、それぞれのこの灰捨場、あるいは特にガンジスの水の問題とか、いろいろ衛生の問題とかありますので、やはり灰捨場の場合には特にこの流れ出て、これが川に入る場合とか、あるいは地滑りでもって事故を起こすとか、特に事故のところが書いていなかったのもので、この点スコーピングの案と、ちょっと検討とあわせていただければと思います。

こちらの右のほうのご説明で、一応これで納得しております。

和田 承知いたしました。

石田主査 必要があれば、またスコーピング案のところ、指摘するなり、コメントをつくっていただいて。

作本委員 そうですね、はい。

石田主査 私はむしろ大気汚染、飛んでいくんじゃないかと思って、それをすごく心配したんですけれど、流れるほうはよくわかっていなかったなので、ぜひそのあたりは議論したいと思います。お願いします。

続けて19番、清水谷委員、お願いできますか。

清水谷委員 私はこの送電線についての不可分一体の件で、ちょっと質問といいますがコメントさせていただいたんですけれど、地図上にこの建設計画を示していただきたいというふうに思っていたのですが、実際に今、分析・検討中といいますが、それを今後行うということであれば、本日、例えばその送電線についてのスコーピングだとか、そういった議論は、今日はできないという理解でいいんですか。

和田 現時点では、接続先の候補はありますが、実際の接続箇所やルートについては、今後の協力準備調査の中で確認しますので、本日は具体的なスコーピングについては議論を行わない予定です。

石田主査 いただいた資料には、送電線はスコーピングがなかったということですか。

和田 一応、44ページに、一般的なスコーピング案として整理をしておりますが、本事業に特化したスコーピングは、今後の協力準備調査の中で確定する予定です。

石田主査 例えば、どこを通すかによって社会環境や自然環境への影響も当然変わってくると思うんですね。その、ある程度の見通しのようなものはないんですか。かなりルートはいろいろ、全然別の場所を通るとか、非常に近接した中で細かい調整をやっているとか、何か見通しのようなものがあったら教えてください、あわせて。

最近も委員会であったんですよ、それはもう少し大がかりな話だったのですが、私たち委員会としては、スコーピングを出されてきた事業案のスコーピングに対して、その書かれている調査の、調査が行われた事実、計画の事実、スコーピング案に対して意見を申し上げるのが作業内容なんですね。そのスコーピング内容が実は概略だと言われると、私たちはなかなかその点に対して機能ができないと思うし、むしろ、その概略案に対して私たちが何かコメントしたことによって、その承認を与えてしまうようなことになるのは、とてもまずいと思うのです。

ですので、そこは概略ですと言われると、実は困ったことになるんじゃないかなと今思っていますけれども。

和田 送電線について、実施機関には、基本的に、農地や住民移転が発生しないような形でルート設定をしていきたいということについては話はしております。そのため、環境に大きな影響を与えるような、住民移転や、用地取得が発生しないという想定です。

石田主査 清水谷委員、いかがですか。

清水谷委員 概要のスコーピングの表を見て、我々が想像してコメントをするとい

ってもなかなか難しいので、具体的なコメントが出せないということ自体が、後になって、例えばコメントがなかったから大丈夫だといいますが、そういうことが懸念されるんですけど。

ですから、例えば、送電線に関するコメントについては、概要に、一般論における説明において想定される懸念について述べるとか、何かそういう条件を助言案の中に入れておいたほうがいいのかなというふうには思いましたが、どうですかね。

石田主査 必要であれば、それは私たちのほうで書いてもいいかなという気はするんですね。つまり、スコーピング案に対する助言として出してしまうと、それが効力を持ちますので、私たちが責任をある程度担うわけです。ですので、その概略としての事実を出されたのであれば、私たちは概略に対してのコメントをしたということは、やはりどこかで明記するべきだと思うんです。委員会の責任の、真摯ある責任の立場として。

最近ございましたね、そういうことが。

渡辺 そうですね。今回の事例の場合は、不可分一体事業という、事業としては密接に関連しているけれども、実際のやるのはインド側ということだと思いますので、そこは我々もガイドラインに沿って作成されていることを確認しと、必要によっては相手国に申し入れるというのが、先般のガイドラインの運用見直しのときの議論で、こう、なっているわけですけども。

したがって、情報量の差があるのは特にこの調査初期段階なので、多分、いたし方がないというところは一点あると思うんですね。

他方、助言委員会として、じゃあそこに対してコメントできるかということところは、まさに石田先生なりがおっしゃっていることだと思いますので、この点については、不可分一体事業である送電線については、そのような制約のもとで助言委員会としてのコメントを出すと、その上でJICAが審査の際に相手国に対して必要な事項を申し入れる、内容を確認した上で申し入れるということがあっても、まあ、仕方がないのかなというふうに思っております。

石田主査 これは、送電線の計画が遅れているというわけではないんですか。私たち、今までのいろんな電力の事業だと、こういう段階で私たちにかかけられるときは、送電線のルートはもう既に引かれていて、代替案の選定までやられていることが多かったのですが、今日はそれが実は概略だということで、ルート設定はこれからだということであれば、過去との整合性がちょっと合わないということ。

それと、それであれば、じゃあ、コメント、助言だけじゃなくて、最近あったようにその前文を書くというのもあり得るのですが、あまり毎回毎回前文を書くというのも、私は個人的にはよろしくないと思うんです。

和田 インドの場合、特にビハール州でも同様ですが、電力系統が若干複雑のため、

この660メガワットレベルの大規模な施設を新たに建設する場合、その系統全体への影響を協力準備調査の中で、日本側できちっと確認したいという考えがあります。そのため、まずは調査の初期段階において系統解析を通じて系統全体を分析し、その結果を踏まえ、接続先及びルート決定する予定であり、今後、接続先を決定し手続きを行います。

石田主査 現状の事業の進め方についての相手国の事情と、系統解析をした上で慎重にやらなければいけないということは、理解できました。

その上で、やはり助言委員会は、出されたものに対して正確かつ真摯で責任ある助言をすることが責務ですので、そういうことであれば、やはりそこは私たちとしての助言の程度は、助言の責任範囲というか、スコープはここまでしか及ばないということは、やはり明確にしておかないといけないかなという気がするんです。後で、それが本当に、その後出てくる送電線のスコーピングに対して、そのお墨つきを与えたというようなことになるとまずいとは思いますが。

渡辺 はい。ただ、今回の場合はそういう、この調査が進まないと向こうも進まず、この調査を進めて向こうを待つと、こっちのスコーピングが遅れてしまうということになってしまうので、このタイミングでやった上で、他方、そのような制約のもとで、不可分一体である送電線のところは、現状できる範囲でのベストエフォート、助言委員会の皆様からすると情報の制約の中だと、出せる範囲の助言を出していただくというのを、前文に書くのか、個別に書くのかはあれですけども、そこはご記載いただくということで、いいと思います。

日比委員 じゃ、ということは、仮にですけども、後々その送電線のルートが決まってきて、何らか極めて大きな社会環境上の影響が出てきた場合の、こちらのJICAさん事業の考え方、取り扱いというのは不可分一体なので、当然そこはストップするなり何なりという理解でいいんですね。

渡辺 不可分一体事業ですので、我々として何か問題があれば、それは当然ガイドラインに基づいてインド側に対して申し入れをするということは考えますけれど、助言委員会のどこまで見られたかということと言うと、この状況の中で見られる範囲のものしか見ていませんという整理になると考えます。

作本委員 すみません、今のお話を聞いていると、やはりそうすると、これにかかわるいわゆるスコーピングの部分、44ページ以降なのですが、これも結局、今回ペンディングということで宙に浮かせるしかないですね。我々はここについて、スコーピングの内容について、コメントされている方がおられるかわからないけれど、結局この部分に関するコメントが出ているとしても、これも宙ぶらりんという形で対応せざるを得ないということでしょう。ルートが決まらないのに、スコーピングできるかということは、もう。

石田主査 具体的なスコーピングができないですね。

作本委員 できないですね。

石田主査 一般的なことが言えるかどうか。でも、それはスコーピングにならないと思う。

作本委員 ならないですね。そんな考えもあるんじゃないかなと思いますね。

渡辺 実際どういうエリアなのかどうかはわからないということでしょうか。

和田 今後、幾つかの候補の中から決めるので、現時点では完全にはわかりませんが、先ほども申し上げたとおり、JICAの他の送電案件同様、不可分一体だからこそ、慎重に、重大な影響を及ぼさないエリアを選んでいく想定です。

石田主査 委員の方々、送電線のスコーピング案に対しての質問は、スコーピングの項目というところは、どうやらなさそうですね。どなたも言及はされていません。

ただ、私たちのほうでそこは……まあそうか、質問が出ていないから、別に言う必要はないんですね。

ただ、もちろん、今こう議論になったわけですので、この送電線のスコーピング案の資料の位置づけについて、どうするかということへのコメントをもちろん出していただいても、それはとても意義のあることだと思います。

清水谷委員、よろしいですか。

清水谷委員 はい。わかりました。

石田主査 もしほかにこの件に関してご意見がなければ、次にいきたいと思います。また、コメントを出すときに、みんなで確認したいと思います。

では、20番、田辺委員、お願いいたします。

田辺委員 6号機と7号機は、何か影響があるのでしょうか。

和田 20番に関連してですね。

田辺委員 そうですね、はい。

和田 6号機、7号機の原料の調達先は決まっているか、というご質問ですか。

田辺委員 そうですね、調達先が決まっているかどうかというか、この鉱区割り当ての問題の影響。

和田 現在改修中の6号機、7号機の石炭は、キャンセルの対象になりませんでしたので、もちろんその影響を受けていない状況です。

田辺委員 わかりました。以上で、大丈夫です。

石田主査 ありがとうございます。

21番、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 スケールを入れてくださったということで、添付資料1というのは、これですね。半径が10キロだということですか。わかりました。

これは結構です。

日比委員 私も後ろで、31番で言っているんですけど、でも、距離情報って非常に重要な情報ですし、やっぱり基本、地図にはスケールを必ず入れていただくように

お願いします。

和田 承知しました。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか、地図に関しては。

では、22番を、日比委員、お願いいたします。

日比委員 これは、わかりました、ありがとうございます。

石田主査 それでは、23番、鋤柄委員、お願いいたします。

鋤柄委員 すみません、これ、質問が舌足らずでした。今これから発電所を作ろうとしている場所について、その洪水の水位が43メートルになったことがあるというのに対して、現状、石炭灰が盛り上がり高くなっているので大丈夫というご返答をいただいたんですけども、これは71年にその洪水があって、ちょっと正確には高さがわかりませんが、71年に43メートルの洪水水位があって、石炭灰を捨て始めているのは69年からだと思うんですけども、そのときは特には問題はなかったのでしょうか。

後ろのほうのご回答で、堰があって、その結果洪水にはならなかったという書き方なのですが、それでよろしいわけですね。

ここで言う「過去」というのは、すみません、ちょっと言葉、表現が曖昧でした。「過去」というのは、このバラウニ発電所の1号機がスタートしてからという意味ではなくて、もっと長い過去という意味で、それを考えて過去には洪水の影響があったかもしれないというふうに理解すればよろしいですか。それとも、この発電所の灰捨場として使い出してからもあったかもしれないという意味なのか、ちょっとそこがわからなかったものですからお伺いしています。

現状灰が6メートル積み上がっていると記述されているわけですけども、灰が捨てられる前は今より6メートル低く、過去最高43メートルの洪水水位よりは低かったと思いますので、そこで何があったかをちゃんと記録を掘り起こして、今後の対策にぜひ役立てていただきたいと、そういう趣旨です。ちょっと舌足らずですみませんでした。

実際はその灰捨場が、水をかぶってしまうという言い方も変ですけども、かなり洪水の影響があって、灰が流れ出したり、何か固まってしまって大変なことになったとか、そういう記録自体はないということなんでしょうか。

和田 そのような状況になったという話は聞いておりません。

鋤柄委員 それでしたらば、結構です。ありがとうございました。

石田主査 大切なご指摘だと思いますので、必要があればコメントのほうをよろしくお願いします。

同じく洪水に関して、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 私の質問、洪水に関することですが、それに対して添付資料2をつくっていただいているということで、一応その場合、橋と鉄道とあります、それが堤防

の役割を果たしているのかどうかというところを、しっかり確認もしたいですし。

それから、No.8、9を囲む堤防の建設というのを今後検討を進めていくというコメントをいただいていますけれども、ということは、基本的に今ある堤防にさらに堤防をつくるということが計画されているということで、いいんですか。そういう理解でいいんでしょうか。

和田 はい。8号機、9号機は現在の堤防の外側になりますので、新たに堤防をつくるということについて、協議中です。

石田主査 すみません、この絵で、堤防はどれですか。

鈴木氏 これが鉄道になります。

石田主査 どれが鉄道ですか。ごめんなさい。

鈴木氏 これです。

石田主査 その縦に走っているやつ、はい。

鈴木氏 これが大体標高が多分47メートルぐらい、恐らくあるだろうと。ここがずっと。これは建設予定地で、ここに灰が捨てられていたと。今ある堤防はこれです。このGupta堤防というのがずっとここにあります。新しいのが今このプロポーズドアライメント、エンバークメントと記載されているのが、建設を今その予定をしていると。

石田主査 それ以外の施設というのは、その堤防のもう北側、画面で言えば上側の中に入っているわけですか。

鈴木氏 そうです。これがユニットの1から7まで。

石田主査 だから、河川からの洪水には守られると。

鈴木氏 そうですね、はい。

石田主査 今度、新しくつくるので。

鈴木氏 新しいのが、ここにあります。ここも既に灰が捨てられて、堤防らしきものが周りにあって高くなっているんで、標高が45メートルぐらい。

石田主査 それ、だから、新しくつくる堤防と鉄道で、四方を囲んでしまうという作戦なわけですね。

鈴木氏 そうです。これと、これですね。

石田主査 鉄道は、その、すみません、45メートルぐらい高さがあるんですか。

鈴木氏 これも多分47メートルとか、もしかしたらもう少し高いかもしれません。見た感じ、かなりがっちりしたものです。

石田主査 壁ですか、こんな。

鈴木氏 土が盛ってあって、壁、石の張り壁がしてあって、十分な機能は果たしている。

清水谷委員 人が通るために内部に何か穴があいているとか、そういうことはないんですか。

鈴木氏 ないです、ええ。

石田主査 橋げたではないんですか。

鈴木氏 ええ。これはもうずっと。

石田主査 これは、地震とかはない地域ですか。

鈴木氏 地震の地域は、リスクは少し低いところですね、こちらは。

石田主査 そうですか。

清水谷委員 多分、洪水が起きたときは、川幅が狭くなってきているところですから水位が上がって、多分その線路より北側のほうであふれる可能性が出てくると思うんですけれど。

鈴木氏 そうですね、今、このエリアが川の水をためるようになっているんですよ。ここ一応堤防で、これも堤防で、川の水が洪水時はこう流れてきて、ここにはばーっとたまってくと。グーグルの地図なんか見ましても、ある時期ではここはもう水たまりになっていて、通常は農地として使っているんですけれども、洪水をためるような機能としてあるようです。水が引いてくればなくなってくる。

清水谷委員 わかりました。じゃ、24番は、結構です。

石田主査 じゃ、次、あと2つお願いいたします。

清水谷委員 続けて、はい。まず、Gupta堤防が川に沿ってつくられていないというところが疑問だったのですが、これについては農地にも利用するという意味で、その説明いただきましたので、理解いたしました。

逆に、ミアンダリングといいますか、蛇行して、将来そのガンジス川の、この川の位置が変わってくるということについては予測も不可能だということなんですけれども、そういうことであれば、もしかしてここよりも上流のところでは何か川が氾濫してくるとか、そういう可能性もあるんですかね。

和田 現時点では、可能性があるかどうかは、わかりません。

清水谷委員 例えば、こういうGupta堤防のようなところが、ここよりも上流のほうにもいろいろあるとして、過去にそういう堤防が決壊したとか、そういう事案というのはあるのでしょうか。

和田 現時点ではまだ確認できていませんので、今後の調査の中で確認します。

清水谷委員 わかりました。では、25番は結構ですので、26番にいきますが。

洪水の履歴について今後調べていただけるということで、理解しました。

石田主査 よろしいですか。

では、27番からの日比委員、続けてございますので、お願いいたします。

日比委員 27は、この最も近い保護区を入れてくださいということで、書いていたんですけれども、ここに書いていただいたのは私の28番でKBA、IBAの湿地があるんですけどということなんですけれども、ただ、ちょっと私も確認できていないんです、このMokama Taal Wetlandsというのは、保護区なんですかね。いわゆる法的

な効力を持つ保護区なのかどうかというのは、もし今わかれば教えていただきたいですし、それを確認いただければと思います。

和田 ご質問の件ですけれども、法的に決められたものではなくて、あくまでNGOが指定しているエリアとなります。

日比委員 じゃ、そのIBAであるということですね。わかりました。

石田主査 これ、かなり大きいですね。すごく広いんですね。

日比委員 かなり大きい。幅も10キロ近くある、10キロまではいかないですか、でもまあ結構な大きさであって、それ、その28番に続くんですけども、直接的影響はなくて書かれているんですけども、本当はないのかなという懸念はあります。詳細は調査を通じて確認していただくということなんですけれど、そんなに、ないと言い切れるほど遠くもないという気はしますし、特に鳥なので、あまり予見を持たずに調査していただきたいなと思います。

和田 承知いたしました。

日比委員 それから、29は、ここ、取水のところはなるほどということであって、後ろでも確か触れるので、またそっちで聞けばいいと思うんですけど、今も少し出ていた洪水の影響とかあたりはどうなのかなと。それに、洪水等によって何か、特にその灰とかが流れたりとかという可能性があるのか、ないのか。それによる生態系への影響が出てくる可能性はあるのかなということで、現況どうなのかという質問をさせていただいています。

ここも、詳細は調査していただくということなので、そうしていただければと思います。

それから、30は、結構でございます。

31も、先ほどもう触れましたので、結構です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、32番、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 図5-4の黄色の部分、特に濃い黄色というのが何種類か、ちょっと見えたので、それについて説明いただきました。ありがとうございます。二毛作と一毛作。ありがとうございます。

石田主査 よろしいですか。

それでは、33番から、鋤柄委員、お願いいたします。

鋤柄委員 これも今の図5-4の部分に関する質問でした。2010年のときの土地利用を示しているということなのですが、私が古いのでしょうかというふうにした意図は、その現況、灰捨場として何十年か使っているところが事業対象地の候補になっていて、そこに土地利用図ではまだ農地や休耕地があるというのが、ちょっとこれはどうということなのかなということでお伺いしました。

実は、もっと古い土地利用図を使ったのかと思ったのですが、2010年の際だという

ことなので、実際にその灰捨場として利用されているところは、かなり狭い、土地利用図に示されないほどの大きさなのか。先ほどのお話ではないですけど、スケールが入っていないのでわからないんですけども、この土地利用図5-4に出てくるほどの大きさではないということなんでしょうか。

これは濃い黄色になりますか。ここがかなり多いように見えますけれども。

それは、いかがなのでしょう。その、灰捨場なので、農地を含めて土地収用の必要がないというふうに書かれていたと思うんですけども、要はその灰捨場、この場合の凡例だと低木地帯に相当するということになるんでしょうか。そこがこの図ではわからなかったところです。そこでこのような質問をいたしました。

鈴木氏 こちらのご質問に回答いたします。こちらは、恐らくインド国内で利用可能な土地利用図をダウンロードして使用しているもので、必ずしも全て正確に測定されて作成されているものではなくて、インド全土をカバーしてつくっているような土地利用図になります。ですので、灰捨場の情報が入っていないというのはそういう理由で、細かいところまで入っていないという。ただし、一般的なその農地、あと造成地、表層水、そういう概要はこれで把握ができるということになります。

鋤柄委員 では、灰捨場というのは恐らく、私も素人なものでよくわかりませんが、この土地利用図は衛星か何かで撮ったものから作っているんですね、おそらく。それでは区別ができないので、農地と低木地帯がまじったような形で既に分類されてしまっている、そういう土地利用図だということによろしいですか。言い方はおかしいですけどね。

実際、現地へ行かれて、もうごらんになっているので、これは土地利用図としては、この部分に関しては正確ではないというふうに、ご存じなわけですよ。

鈴木氏 詳細は、そうですね、全て正確に映っているものではないですけども。

鋤柄委員 全部を歩いたわけではないでしょうから。

鈴木氏 大体、農地、あと造成地、表層水、この関係はこれを見て、大体このとおりという認識です。

鋤柄委員 わかりました。すみません、ちょっとわからなかったものでお伺いしました。現状をごらんになっているということなので、結構です。

34番、これは、ありがとうございました。

35番についても、結構です。ありがとうございました。

石田主査 それでは、続きまして36番、清水谷委員、お願いします。

清水谷委員 36番、コメントありがとうございます。それぞれの地区がそれぞれ市に相当しているということで、用地取得のプロセスについては直接その地区が管轄するというので、わかりました。ありがとうございます。

石田主査 37番、作本委員、お願いします。

作本委員 インドのアセスのことで今回もご指摘ありましたけれども、特徴的な

は、いわゆる鉄道事業がアセスの対象事業に含まれていないということなんですよ。この考え方だと恐らく、僕の勝手な推測ですけど、イギリス時代のこの鉄道に対する恩恵とか、そういうようなものが伝統的にあるんじゃないかと思うんですね。あるいは妨害するなというようなのが考え方としてあるんじゃないかと思えますけれど、かといって、インド人の考え方、これからも後で出てきますけれども、かなり緻密な構成をやっています。社会影響アセスとかいろんなものを取り入れて、いろいろ細かい規定化、そういうことには手抜きのない国民性であります。そのようなところで本当に、ちょっと私は、余計な心配かもしれませんが、国際基準であるからとか、日本の基準であるからということは、ほかの途上国ならね、東南アジアの国々なら日本と親しくて受け入れてくれる可能性もあるんだけど、インドの場合にはそうは簡単には、わかりました結構ですと、自信のある、国連総代いっぱい活躍されている人たちいるわけですから、そうはいかないんじゃないかなという。そこを納得づくでできるような、実際ギャップの話ではありますけれど、そういう道というのはどのように考えられますでしょうか。かなり無理を、我々もお願いしているのは確かなんですけれども、実際どういう感触でしょうか。

和田 本事業において、石炭輸送の関連で鉄道は必要になりますが、既設の鉄道設備を使用して、今事業で建設した発電所の分の石炭も運べるという情報は第一次現地調査でとってありますので、それに基づくと、新たな鉄道の新設や増設は必要ないと考えております。。

作本委員 多分そうです、それはありますよね。

和田 はい。ただ、万が一、鉄道の増設が必要ということになりましたら、JICAはこれまでもインドの鉄道案件を行っておりますので、その事例を参考に進めていきたいと考えます。

作本委員 わかりました。インドでの経験、これまでもJICAさんやっておられるし、いろんなガンジス川(バラナシ関連の事業)その他でもプロジェクトをこなされてきているので、今までの前例をベースにJICAさんに頑張っていただきたいなという気がいたします。

以上です。

石田主査 わかりました。

それでは、38番、39番、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 土壤汚染対策法と同様な法律があるかどうかということをお尋ねしました。インドにはないということから、それについてはオランダの基準を比較しているという方針のようなのですが、これ、日本の基準ではだめなのですか。

鈴木氏 日本の土壤汚染の考え方と少しリスクの考え方が違うと思いますので、なかなか日本の基準を海外のものに使用するというのは、少し難しいところもあるのかなと考えております。

ですので、国際的に認知されているオランダ基準を参考値として使用することを今、検討しております。

岩井 日本よりオランダのほうが厳しいという趣旨でしょうか。

鈴木氏 その物質によって結構変わったりします。

作本委員 いいですか。ここで、なぜオランダなのかと。今まで我々のベースはJICAガイドラインだとか、せいぜい世銀だとか、日本だとか前提にしているんですが、なぜここでオランダを持ってくるのかというところについて、ちょっと若干の説明が欲しいところですよ。

鈴木氏 土壤地下水に関するその基準というのは、なかなか国際的なスタンダードというものがなくてですね。結構、オランダ基準というのが比較的、一般的に使われている基準として認識されております。そのため、オランダ基準を今回は適用することを検討しております。

石田主査 私も関連して。インド、バングラデシュ、パキスタンあたりは、地下水のヒ素汚染がかなり多いのですが、この地域はどうなんですか。このあたりは見られますか。インド国の飲用水基準を使った場合に、そのヒ素というのはカバーできるのでしょうか。例えばバングラデシュだと昔はなくて、今はNGOさんだとかJICAさんも頑張ってヒ素汚染を随分減らしてきましたけれども、この地域に摘要されるその異国の飲用水基準というのは、ヒ素のような有害物質はカバーされるのでしょうか。

鈴木氏 あります。

石田主査 ございますか。わかりました。ありがとうございます。

38番、よろしければ、39番もあわせて、お願いいたします。

清水谷委員 はい。39番ですね。一応、ここでのコメントというのは、その旧灰捨場において施設を建設するというので、一般的に考えると、なぜそういう捨場に対して、わざわざその上につくらなければいけないのかという疑問があります。

そういう化学分析等を行って、その施設建設の是非を判断してほしいというふうには書いたんですけど、実際いろいろ、今後2ヵ所において地下水の分析をされるということなのですが、もし仮に問題があるということになったら、この場所自体もう全然別の場所につくられるという、そういうところまでのリスクをお考えなのでしょうか。

和田 今回の事業対象地は、既に建設中の8号機、9号機の真横になりまして、すなわち8号機、9号機も旧灰捨場の上にあるということなんですけれど、ただ、8号機、9号機については既にEIA承認が済んでいるので、10号機についてもそういった環境の影響はないと考えております。

清水谷委員 そうということなんですね。わかりました。とにかくコメントをいただいたように、飲料水の基準等で判断されるということなので、それについては了解しました。

石田主査 ご懸念があって、それをクリアにされる必要があれば、ぜひ助言で、EIA云々のことを書いてくださいみたいな助言は可能だと思いますけれど、ぜひご検討ください。

今こうやって、私たちのほうから質問させていただいて議論させていただくと、新たな回答が返ってくるんですね。それはJICAにとってはもう既存の知見であるんですけども、例えば私たちを含む第三者にはやっぱりわからないことが多いので、その点も積極的にこちらとしてはコメントに含めていって、事実を明らかに追記してくださいというようなことも恐らく出てくると思いますので、よろしく願います。

それでは40番、作本委員、お願いいたします。

作本委員 これもさっきのやりとりと、ちょっと内容的に似ているんですけども、まず、こういう土地の立ち退き補償のこのお金の支出というのは、相手国政府ですね。ということは、今インドでこの土地収用法、1894年にできた法律を大改正しようということで、いろんな衝突を生んでいるというようなことは、ちょっと私も新聞でかじっていて、ただ、よく理解できませんでした。

例えば、法律で補償法なんか、制度がないときにはまださっきと理屈は似ているんですけども、インド側が制度をつくっていない、全くない、補償額について査定方法がないというようなときには、日本の、あるいは世銀の方法を持っていくことができるんですけど、相手国の経済負担のもとでこういう補償額を払わなければいけない、場合によってはギャップが生じることもあるわけですね、JICAさんの例と、あるいはADBさんなんかでよく例等が違うこともありますから。

そういうふうなときに、こういうことができるんだろうかというか、私はもうある意味で、ここはJICAさんのガイドラインの限界だとは思っているんですね。むしろ皆さん方がご苦労されているのはわかっているんだけど、いわゆるギャップもここまでだと、相手国の経済負担がかからない場合にはまだ押しようがあるけれども、こうなっては、相手のインド側にとってみれば予算もない、自分の国の法律で補償されていないようなところに、このいわゆる補償額をつけて出せるかという、そういう追い込まれ方をすることになり得るので、僕はもう、ある意味ではこのガイドラインをしっかり固めている国と、そうじゃない国が分かれちゃっているのは、前提にしながらもですね、かなりインドの場合にはこれご苦労されるんじゃないかというか。それでもJICAさんに我々も期待はしているところ大きいんですけどね。どのような何かこう、新しい時代が来たようなというかね、新しい、どうしたらいいのかというような、ちょっと悩みでもあるし、これに対する模範解答はないかと思うんですけども、何かもしコメント等があればお願いいたします。

岩田 一応、今回、アmendにつきましては、下院を通過して、まだ上院を通過していないというふうには理解しているんですけども、多分まだ、審議落ちした項目含めて、細則なんかもまだ決まっていない項目も多々あると聞いておりました。

作本委員 一応この法律は通ったんですよね。改正法は通ったんですよね。2013年で、結局2014年1月に、通ったことは通ったんですね。

岩田 はい、そうです。

作本委員 またそれが、今もめているわけですか。

岩田 はい、修正案が出て、今もめているというところなんですけれども、ご指摘のとおり、なかなかJICAのガイドラインを一方向的に適用するというのは難しいところなんです。ただ、これまでの過去、直近の案件なんかでも、新法に基づいて費用積算なんかを行った案件をインド側と審査の中で合意して、きちんとJICAのガイドラインを満たすような形で補償していくようにということで合意はできておりますので、基本的にそこは相手側の費用負担という問題もありますけれども、どうしても無理なものではなくて、過去の事例から判断すると、交渉次第で大丈夫なのかなというふうには考えております。

作本委員 私は100%インドが折れてくれることを何も、そうは必ずしもいえないんじゃないかと思えますけれども、できるだけインド側にもこういうことで日本の考え方を伝えていただけるように、コミュニケーションで頑張っていただければと思えます。ありがとうございます。

石田主査 では、41番、42番、日比委員、お願いいたします。

日比委員 そうですね、わかりました。でも、これ整理をしていただいて、記述していただければと思えます。41番ですね、ギャップのところ。

42番は、結構です。ありがとうございます。

石田主査 それでは、ページをめくっていただきまして、43番、作本委員、お願いいたします。

作本委員 これも、ちょっとさっき言ったことと大分似ているんですけれども、ちょっと説明の中に、法的拘束力を有しない内容だからこちらのガイドラインを通す可能性が強いというふうな、そういう表現があったかと思うんですけれども、例えばソーシャル・インパクト・アセスメントをインドは導入しているんですよね。だけれど、これ法律じゃなくて、いわゆる国の国家政策、ポリシーというのをインドの場合は環境政策に若干絡めて、その中で社会アセスメントというんですか、インパクト、SIA、これを導入すると書いて、その詳細事項は定めると書いてあるんですが、私も、その後ですね、わからずじまいなんです、ポリシーと法律でどっちが上なんだと、この国は。国家政策をここで示しているものじゃないかと言いながら、SIAの具体的な詳細は、ポリシーなど書かれているところまではたどり着いたんですけれども、これだけじゃ適用できないなというところまで、来ちゃったんです。

そういうことで、この国について、いわゆる法的拘束力がないからというような、そういう説明方法というのはどこまで説得力を持つものなのかと。むしろ法律よりも上位にあるのは、この国家環境政策みたいなものじゃないかなと私は思っていて、そ

こちらのほうでむしろ社会、SIAですか、社会環境アセスを入れると言っておきながら、それは、あとは法律その他がまだそれを実現できていないという、遅れている姿勢だという程度にしか見えなかったのですが、そのあたり、どう考えたらいいものでしょうか。

岩田 すみません、ちょっとご質問をもう一度お願いできますでしょうか。ご質問の趣旨を、すみません、ちょっと聞き逃してしまいました。

作本委員 だから、インド側はこれ、例えばこの、いわゆる報告書の、このいただいた中に、法的拘束力を有しないというような、こういう表現が何ヵ所か出てくるかと思ったんですね。だから大丈夫だというふうに、そういう意味合いにとれたんですけども、この法的拘束力を有しないものの、インドの国家政策その他にははっきりと書かれていると、だけれどインドでの拘束力の強さからいけば、法律よりも上位にこのポリシーというのがあるんだろうと考えると、それは法的拘束力を持たないからというような、そういう言い回しでは説明し切れないんじゃないかという、そういうある意味で印象、私も根拠ありませんけれども、印象です。

右側でJICAさんのほうの回答は、より適切に環境社会配慮を働きかけますということなので、ちょっとかみ合っているかどうかわかりませんが、一応、こういう回答しかないんだろうなということは感じます。

石田主査 それは、調べていけばわかるようなものですか。調査で調べていただく、法律とポリシーを、どちらをより優先して、より。

作本委員 ただ、ネットの資料とか何かの公的な資料ぐらいだけじゃ、ちょっとわからないですね。あと、インド側が対応遅れかもしれませんね。

岩田 具体的にどういったものがされているのかということも含め、具体的にどういう運用がされているのかということも積み重ねながら、ポリシーと法律と、どちらが上に来るのかということころは、確認していきたいと思っています。

作本委員 法的拘束力を有しないから大丈夫だというような感じのニュアンスが、ちょっと文章中に見えたものですから、あまり言えないだろうという、そういう印象を持った次第です。

石田主査 その点も、懸念が強い場合だと、ぜひコメントで書いていただけるといいんじゃないかと思います。

作本委員 はい。わかりました。

石田主査 よろしければ、44番お願いします。

清水谷委員 44番は、その旧灰捨場に建設されるというところで、その労働安全衛生上からの懸念について述べさせてもらったのですが、実際に飛散防止対策として50センチ以上の盛り土があるということで、その上で働く労働者にはあまり問題がないだろうということについては、それなりに納得はしたんですけど、もう一つの質問として、その旧灰捨場から、その土壌や地下汚染のリスクというものが出るのはな

いかというところについて、例えばそのNo.8とか9の建設現場では遮水壁といいますか、浸透しないような手段を講じるというようなことは出ているんですけど、旧灰捨場というのはかなり前から、何十年も前からそこに捨てられているということは、そういう汚染物質、汚染があるとすると、汚染物質が、もしかしたらとどまるよりも拡散していくような環境にあるのではないかというような懸念もしています。

回答には、「旧灰捨場には粘土で遮水層を形成していたと聞いている」ということなんですけれど、実際それは確かめられておられるんでしょうか。

岩田 過去にそういうことを行っていたという情報は入手しているという状態なんですけれども、実際にそのやっていたところを見たというわけではないので、現状では、伝聞に過ぎないというところが現状です。

石田主査 記録は残っていないんですか。

岩田 特にそういった記録は残っていないようです。

清水谷委員 それで、コメントの中に、水銀やカドミウム、ヒ素、シアン、鉛などの重金属系や、シアンの、まあ有毒なものが検出されていないということなんですけれども、石炭を燃やして、その燃やし方が不十分だったときに何が出てくるかといったときに、そういう重金属の問題というよりも、ベンゼン系のものとか、そういう発がん性物質のようなものが残る可能性があります。

石油系はベンゼン系のものは全然ないんですけど、石炭の場合はそういう不飽和な化学物質が残りますので、それが何十年も前の状態であれば不完全燃焼のものというのもあり得るかもしれませんし、そういった意味で、そういった化学系の物質について、有機物質についても検査といいますか、調査していただくほうがいいのかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

和田 それでは、調査の中で、いただいたご指摘踏まえて進めていきます。

石田主査 今の点はかなり、私、個人的ですけども、重要なご指摘だと思いますので、できればぜひコメントで残していただけるといいんじゃないかというふうに思います。お願いします。

今までのところで、一つの段落終わりました、3時17分ですが、数がまだまだ、約3分の1終わったところですので、着々といきたいと思います。もう少し続けましょう。お休みはとりたいと思うのですが、もう少し続けます。

45番と、46番は一緒ですね。私と鋤柄委員ですね。

私は、はい、大丈夫です。鋤柄委員、いかがでしょうか。

鋤柄委員 回答にある理由でディーゼルと石炭火力を比べられたということであれば、「こういう前提です」ということをレポートにお書きになったほうがわかりやすいと思いますので、ドラフトファイナルではぜひそのように書いていただきたいと思います。

和田 承知しました。

田辺委員 ちょっといいですか。

石田主査 どうぞ。

田辺委員 まず、この9番の回答の中では、石炭が81%と書いてあるのに対して、45の回答だと6割と書いてあるんですけど、すみません、先ほどから数字のギャップをいろいろご指摘して申しわけないんですが、この違いはなぜでしょうか。

岩田 すみません、もう一度お願いします。

田辺委員 9番の回答は、12次国家電力計画では81%とあって、45の回答だと、この第12次計画のうち石炭火力は6割というふうに書いてある。

まあ、ちょっと、じゃ、確認をいただいて。

和田 確認します。

田辺委員 もう一つは、先ほどですね、確か石田委員の14番の回答かな、これをつくる理由の一つがピーク時の需給ギャップの話がされていたのですが、そのピーク時の需給ギャップを埋めるのに、なぜここでベースロードの話が突然出てくるのかわからなくて、ピーク時を埋めるという話であれば、そのピークに適切な電源なんだろうなという。何か、ここにいきなりベースロードの話が出てくるのがなぜなのかというのが、ちょっとわからなかったんですけども。

和田 ベースロードというのは、46番のベース電源としてというところですね。

田辺委員 そうですね、ベース電源と、はい。

和田 そのベース電源という意味ですけども、これは再生可能エネルギーと比較した場合、再生可能エネルギーは基本的に自然環境によって出力が左右される一方で、石炭は安定供給が可能という観点で、今回ベース電源という書き方をしています。需給ギャップが生じたときに常に安定的に電力を供給するためには、再生可能エネルギーのような不安定な電源よりも、ベース電源として活用できる石炭のほうが適切という判断をしたという意味です。

田辺委員 いや、結局それはトータルで、今回ベース電源をつくるというのが目的であれば、必要性もベース電源をつくるという必要性がを、書かれたほうがいいのではないかという趣旨ですね。

それは恐らく、ピーク時を埋めるという目的が最初に来るのではなくて、その長期的な需給見通しがこうで、実際これだけギャップが出そうだから、ベース電源として必要なんだという、理由が必要なんだと思います。

石田主査 それは大切なご指摘なので、計画はベースかピーク、どちらに根差しているのかということと、両方狙っているのかということと、やっぱりそれぞれの理由と実施可能性は、やはり記述はなされてしかるべきかなという気はしています。そうでないと、それはやっぱり計画全体に影響しますから。今のは非常にいいご指摘だというふうに思いましたが。

JICAのほうから何かございますか、今のご指摘に対して。

和田 その需給ギャップを見るというところで、基本的にピーク時を見て、長期的に見てもピーク時ギャップは常に不足している状態なので、今回の案件でも一応ピーク時という書き方をしています。けれども、突発的にそこが足りないというよりも慢性的、ピーク時需要が約3割不足してきたということで、ベース電源の開発が必要ということになります。書き方の整理が必要であればそのようにします。

石田主査 田辺委員のほうでも、必要性があると判断できれば、ぜひコメントにしてあげてください。

では、続けて47番から49番、田辺委員、お願いいたします。

田辺委員 47番は、すみません、これはですね、世界銀行はこういうことをやっていて、聞いたところによるとADBもこういうことをやっているの、私が何か単にアイデアとして思いついたというよりは、国際協力をやっている機関としてはこういうことを検討していかないと、いろんな批判に対応できないんじゃないかという趣旨でご提言しているのですが、何か今後こういった比較はなされるのでしょうか。

日比委員 ちょっと便乗させていただくと、特に地球環境の問題を考える場合に、石炭ってもう即レッドフラッグですよ、今、国際的には。それを、やっぱり妥当性を言うというのはかなり綿密、慎重な議論、検討が必要だと思うんですけども、資料のほうを見た感じでは、どちらかというところ極力避けているように見えてしまう、CO₂に関する議論というのが。それだと、やっぱりだめなんじゃないかなと。

ここに書いてある、特に46番とかの説明は、なるほどというところあるんですけども、これは言うならばインドがどう考えているかであって、この地球環境など気候変動問題、それからパリCOPに向けた時流の中で、じゃあJICAがどうするのかというのはどこにも見えてこない。それはインドがオーケーだったらオーケーじゃないんですか、CO₂が出て、というふうに言っているようにしか、私には聞こえないですよ。それじゃ、やっぱり、いけないんじゃないかなと。

これは一案件だけの問題では多分ないとは思いますが、こういうことを言わせていただく場がなかなか、これしかないのと言わせていただくのですけれども。ただ、この一案件だけで、でも、それは相手国側の事情云々かんぬんと言っていると、いつまでたってもこの問題って前に進まないですよ。

今、田辺委員もおっしゃっていましたが、ほかの援助機関というのはそこをもうちょっと踏み込もうと今している、マルチだけじゃなくてパイでもそういうところも出てきていますから。

そうじゃないんだっらないで、やっぱり、じゃあ、あえて、なぜこうなのかという、それは単なる、その発電容量の観点だけからの実現可能性で妥当性を言えるものではないんじゃないかなというふうに思いますけれども。

和田 石炭火力について国際的な議論が色々ありますが、本事業は、インド国政府側からの要請に基づいて、先方の国家政策を踏まえて、より効率的な設備を建設で

きないかということで、超々臨界以上を前提として現在、調査を進めています。

石田主査 その2国間の援助ですから、それはもちろん大前提だと思うのですが、この委員会が設置されている理由というのは、それに加えて、その環境社会配慮、かつ、委員の方々が持っている最新の知見を踏まえながら、より正確で適切な環境社会配慮ができるかということが目的ですので、お二方の委員もそれに必要性を感じるのであれば、どうぞコメントにされてください。お願いします。

田辺委員 じゃ、48番にいかせていただきます。48番は、わかりました。

49番は、このNo.8と9の運転開始後の想定値というのはわかったのですが、ここの想定値というのはこの6と7号機が運転された後のデータという理解でいいのか、それとも、この6と7はまた別にさらに追加されるという感じでしょうか。

鈴木氏 こちらの8、9号のEIAの想定値、こちらには6、7号の排出は入ってはいないという認識であります。

田辺委員 そうすると、さらにデータの的には悪化するということですよ。

鈴木氏 そうですね。

田辺委員 わかりました。コメントは残しますので。

以上です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは50番、鋤柄委員、お願いいたします。

鋤柄委員 これは図7-1についてのコメントです。なぜこういうことを書いたかというのと、この建設候補の場所として挙げられている、この4つの場所が形として違うので、特にこの今ここに作ろうとしている、8、9ユニット建設候補地というのが、この小さい土地が分散しているような形になっています。これはかなり候補地の条件としてはマイナスではないのかなと思ったのですが、本件の発電所の建設にはどれぐらいの大きさで、どれぐらい連続した土地が必要なかがわからないので、ちょっと判断がつかなかったで、こういう質問になりました。

お答えはよくわかるんですけども、もっと基本的なといいますが、大体想定している建物が何メートル掛ける何メートルの土地が必要で、ここなら入るけれども、こっちだと面積が足りないとかですね。そういうことも書いていただいたほうがわかりやすいのではないかなというふうに思います。そういう意味です。

和田 実施エリアの選定ですが、これらの4地域にいて設備の建設は可能となりますので、設備が入らないことはないです。けれども、今回、8号機、9号機の横に10号機を建設することとしたのは、まず、新たに用地取得の必要性がないということや、住民移転の必要性がないこと、また、8号機、9号機と隣接していることによって、共通の設備、幾つかの関連設備を共通で使えるということ。また、将来的にこの施設内に新たに11号機以降をつくる場合に、効率よくほかのエリアに拡張できる、というようなメリットから、8号機、9号機の横に、10号機の建設場所を選びました。

ただ、ご指摘のとおり、そのような選択の理由については、整理したいと思います。

鋤柄委員 こうした条件が必要ですよという、その必要条件というんですか、それをちょっと示していただけただけのほうがいいかなと思います。

石田主査 よろしければ、ページをめくっていただいて、51番。

鋤柄委員 これは結構です。

石田主査 では、52番から、清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 52番は、わかりました。ありがとうございます。

53番ですけど、今コメントをいただいたように、環境面以外の条件というのがいろいろ、同じというか、差が出ないというようなことでありましたら、それはそれでしっかり説明を加えていただければと思うんですけど、それで比較できる部分において、しっかり、こういうような差があるというふうな説明になれば理解しやすいかと思います。

あと、比較の中で、250メガワットと660メガワットというところで、その発電量の能力といいますか、その差があるように見えたものですから、私としてはそれは比較をするときには、同じその能力として差を見ないといけないのかなというふうに思ったんですけど、こういう比較でいいんですかね。

田辺委員 これはまた後で私も、議論するので。

日比委員 私も、出てきます。

田辺委員 また、ちょっと後で議論しましょう。

清水谷委員 じゃあ、それは後で、議論させて……。

石田主査 それは、どのあたりに出てきますか。

田辺委員 57かな。

日比委員 私も56で、似たような問題を提起しています。

清水谷委員 では、そのときで結構です。

54番は、旧灰捨場の捨てられたものはどこかに移さないのかということで、移さないということについては理解しました。

55番は、記述の間違いだということで、理解しています。結構です。

石田主査 それでは、56番、日比委員、お願いいたします。

日比委員 今の清水谷委員の53番の、特に250、660で統一していない点とかかわってくるんですけども、お答えいただいているところから見ると、だからこそ問題なんじゃないかと。

一つには、当然、原単位、その250に亜臨界の場合になってしまうというのは、その技術的な導入実績等々の問題からというのが、上の53番でのお答えなのかなと思うんですけども、そもそも環境影響を比較するというのは、もちろん原単位というのは重要な指標になるんですけども、影響自体は原単位ではなくて、あくまで総量が影響の大きさをあらわすわけですから、それを比較せずに原単位で比較するというの

は、考え方として適切でないんじゃないかというのが一つ。

それから、私もこういうこと全然わからないので、じゃあ亜臨界でそもそも660ができないという話なのかもしれないですけども、素人考えでいったら、仮にできたとして、大きくすれば原単位って下がるだろうなというのが、もう一つ。これもまた技術的なバックグラウンドがないので、全体的外れなことを言っているかもしれないですけども、少なくともこの数字だけを見た場合に、そういう疑念は湧いてくるのかなと。なので、比べる相手として妥当じゃないんじゃないかというのが2点目です。

和田 すみません、今、原単位の話になりましたけれども、39ページの表の7-2の表記の仕方で、すでにそういった質問をいただいていると思うんですけども、この250ですとか660と書いてあるのは、例えば8号機、9号機が250の亜臨界ですとか、今回が660の超臨界以上ということについてわかりやすく書いたまでです。結論としては原単位変わりませんというところになります。ここではキロワットアワー当たりの数字を載せています。もし、これにより混乱を来すようであれば、原単位当たりこういった数字ですということでも示せると思いますけれども、いかがでしょうか。

日比委員 わかりました。今の説明で、変わらないということであれば、この質問に関しては了解しました。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、57番。

田辺委員 私が気になっているのは、この案件を緩和プロジェクトにするということで、その緩和の効果をどう測るのが気になっていて、これ、今250と660なので、単純にその効率で比較すると、要は亜臨界の660と、この例えば超々臨界の660を比較するということなのか、それとも、そのトータルの排出量、先ほど日比委員の言った、その250の発電所が出しているトータルの排出量と、それから、この660の排出量が、恐らく多分250のほうが少ないんですけど、そうすると緩和プロジェクトにならないから、前者だろうというふうに理解したんですけど、その理解でよいでしょうか。

和田 前者の理解で、原単位当たりの亜臨界と超々臨界以上のCO₂削減量の差を出して、それを容量と掛け合わせる。

田辺委員 そうすると、ベースラインの考え方がちょっとおかしくなってきた、当初は250の、ここのサイトのこの10号機が250だったから250になるわけですね。一方で、そのいわゆる250をかさ上げして、亜臨界の660という、残りの400メガワットはなぜ亜臨界なのかというのが私はわからなくて、このインドのほかの地域では超臨界が主流というふうに理解しているので、なぜその400メガワットが亜臨界が計算されるのかというのがわからないんですね。

石田主査 いかがですか。もし比較原案をつくられたのが調査団のほうであれば、調査団のほうにお答えいただくのがいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。もちろんお考えがあってこの表をつくられて提示されていると思うので、それを

まず私たちに提示してください。

三原氏 この比較は、250……どっちかというアワーで比較した……年間のアワーがイコールだと。ということで、比較しております。アワー。年間のアワー、要は発電量ですね、大きさではなくて、年間の発電量が同じと仮定したところでの比較をしております、おっしゃられるように250に対して660、ギャップがありますので、それを別の電源で比較するという事になれば、それは全く違う比較になっちゃうと思います。

田辺委員 この表自体に私は何か物事を言いたいのではなくて、これがその緩和プロジェクトに、JICAが緩和プロジェクトになったときに、その緩和プロジェクトの緩和効果の計算の仕方が問題なのではないかという指摘なので、表は、まあ理解しているというか、原単位でこうというのはわかったんですけども。どっちかという、緩和プロジェクトの緩和のあれですね、計算方法。

日比委員 あと、よろしいでしょうか。ガイドラインの運用見直しの議論のところ、かなり議論あったと思うんですけども、もう一つはその緩和プロジェクトとしての削減効果というのと、環境影響の評価というのは、このCO₂の場合、重なって似ている部分はいくらでも、本来の考え方は違うわけですよ。このプロジェクトはどれだけ環境に影響を与えるかというのと、いろいろ想定してほかでやるよりもこっちのほうが減る可能性がありますというの、似ていて全然違うと思うんです。ベースラインのとり方をどこにするかというの、ひょっとしたら一緒のベースラインになるのかもしれないですが、同じものにならないかもしれない。自動的に緩和効果が環境影響になるわけではないと思うんですよ。そこがまず一つ、私としてはよくわからなかったと。

そのベースラインの、この後にも入ってくるんですけども、ベースラインをどこにとるのか。今、田辺委員がおっしゃっていた点って、私よりもよほど精緻な考えのもとに言っているから、要はベースラインの考え方というのは、これがもしベースラインなのであれば。

渡辺 今のご指摘の点は、計算上はだから亜臨界で、単に原単位で比較するというのは結局、亜臨界をベースラインにとっているという考え方に基づいているわけなんですけれども、今後ここはどうなっていくかというときに、恐らく田辺委員がおっしゃりたいのは、亜臨界じゃなくて超臨界のほうがもう主流になってきているのではないのかと、そうするとその場合の比較、ベースラインというのは、この原単位方式で言う亜臨界ではなくて、超臨界が増える分を見越した何らかのベースラインを引いて、それとこのプロジェクトの比較ということで、ここの差は恐らく、そこまで差が出ないんじゃないのかという、そういうことですよ。

田辺委員 そうです。そういう趣旨です。

渡辺 そこが、この州において、亜臨界なのか、超臨界なのかという、ちょっとや

わらかい言葉でいうとトレンドというのがどうあるかということが今、聞かれているんですけども。

田辺委員 というのは、多分それは恐らく僕の2番の回答で、トレンドはまだ明確にはわからないということですね。インドの中において、超臨界が何%なのかというのは、ちょっとわからなかったという。

三原氏 少なくともビハール州においては亜臨界をつくらうとしていたという、事実。

田辺委員 それはわかります。それは、250をつくらうという考え方なので。

三原氏 それを、超々臨界、超臨界に変えようというだけで、このままにしておけば250、250をつかっていくんじゃないかと、そちらのほうが多分いろんな意味で共通設備が増えるので、材料とか予備品とかですね。そっちのほうが運用がしやすいんじゃないかということで、彼らも250を、当初は。

田辺委員 250を1基つくるという計画をベースラインとするとしたら、250のもので、多分その残りの410については超臨界という設定をしないと、正当な比較にならないんじゃないかと。

川瀬 今の点を補足させていただいてよろしいでしょうか。今、三原氏から説明させていただいた点なんですけれども、その250プラスアルファの400についても、例えばビハール州であれば、ほかの国営公社が発電所をつくる場合には、もちろん超臨界があったりはするのですが、州の電力公社が建設するという前提でいうと、彼らの認識としては、250をつかって、その後プラス400なりを増強するに当たっても、超臨界ではなくて亜臨界を共通施設を使いながら建設していくというような話があったので、差額分についても前提として超臨界ではなくて亜臨界ということで、今回設定しております。

作本委員 すみません、今、ちょっと話がそれちゃうかもしれないんですけども、インドの場合もAカテゴリー、Bカテゴリー、分けていますよね。ちょっと我々の考え方と違って、Aカテゴリーは全て国が行う、Bカテゴリーというか規模の小さいものは全部州で行うという、そういうことになっていますけれども、今のこの250と400でしたっけ、このメガワットの規模によっては担当部署が、地方が行うべきか、中央政府が行うべきか、全く分かれちゃうんじゃないですか。それを今一緒にここで議論できるものなんですかね。

ちょっと今そのカテゴリー分けの、対象事業のカテゴリー分け、ちょっと資料になかったので私も断定はできないんですけども、インドのAカテゴリーは国が行うと、ユニオンが行って、規模の小さいいわゆるBカテゴリー、これについては各州が行うということだったですから、今のようなメガワット規模の大小によっては、担当するのが国なのか、地方、州なのか分かれる可能性が、またがる可能性があるんじゃないかって、ちょっと私も詳しいアセスの対象リストを持ってきていないので、間違い

かもしれませんけれど、ちょっと不安になったんです。

三原氏 そうではないです。国と言いましても、やっぱりNTPCはもう一応、別、会社なんです。国じゃなくて、NTPCというのは一応、国が、まあ一応、発電会社で、こっこのビハールのところも発電会社なんですよね。

作本委員 いや、アセスのことですよ。アセス自体の権限が中央なのか地方なのか、メガワットの大小によって変わるんじゃないかなという、ちょっと心配を持っているので。

岩田 メガワット数、確かそう、私もちょっと手元に資料がないので正確な数字はわからないんですけども、おっしゃるとおりEIAのアセスメント、EIA通達に従うと、発電容量に応じてカテゴリーAとカテゴリーBがあるんですけども、ただ、それはアセスメントの区分であって、事業の規模に関しては別に大きいもの、小さいものは州政府がやらないといけないというわけではないです。EIA区分とはまた別に、その事業の規模があるということです。

作本委員 インドの場合、我々の考え方と違って、カテゴリー分けというのは大規模、本当に限られた発電所とか何かの、原発を含めて、それは国がやると。

岩田 はい、そうです。

作本委員 それの中でも規模が小さいものは、センシティブティーの問題もありますけれども、小さいものは州が行うという、そういうことで規模別に分けていますよね、中央と州。

岩田 はい。

作本委員 ですから、今この250と400ので、またがることによって、この帰属というか責任主体が、アセスですけどもね、同じようなことをやるかもしれないけれども、分かれたり、そのアセスへの審査会があそこはありますから、国なりの審査会、地方の審査会、いろいろあるでしょうから、そこのチェック機能がどう働くのかなということ、ちょっと今気になったんですけども。

250と400ですか、これはまさにその間をすり抜けるための便法じゃないだろうかということ、ちょっと心配したわけです。

岩田 ちょっと手元に資料がないので具体的に何メガワットだとどっちかというのはちょっとわからないんですけども、確かに、恐らく250であっても、少なくとも火力発電はカテゴリー、EIA通達に基づくカテゴリーAになるかと思えますので。

作本委員 JICAのカテゴリーAじゃなくて、インド側のカテゴリーですよ。

岩田 インド側のです。EIAノーティフィケーションに基づくカテゴリーで、AかBかということです。もちろんそれ、うる覚えですけども、確か250メガワットだという規模があれば、いわゆるインド側のカテゴリーAとなりますので、国のプロセスに基づいてということになります。

作本委員 できればAとBで、中央が担当する場合と、地方で、州で担当する場合が、

行ったり来たりということのないほうが好ましいですね。ありがとうございます、それで。

田辺委員 私は、大丈夫です。

石田主査 じゃあ、57番、58番、先ほどから結構、表の表記だけじゃなくて、その現状を、どこまで効果を、影響を見るかということとも非常に大きく関連しますので、例えば田辺委員が、その超臨界圧と超々臨界圧のオプションで比較を行ってくださいということも書かれていますし、日比委員も一般的なその、これから主流になるような方式との比較をきちんとやってユニットをそろえてほしいという要望があるので、そういう計算をやってみればいかがなですかね。

そうすると、その古い施設の比較で、これだけ出るけれども、現状の流れからみんなが途上国向かっている方向でやると、効果は同じくらい出るかもしれないし、もう少し半分くらいになるかもしれないし、その数字を出すことはハームレスというか、必要だと思いますので、そこら辺はお願いしたいところですよ。

日比委員 そうですね。あと、追加で言いますと、やっぱりそのベースラインをどこに設定するか。もともと亜臨界で計画、それは250だけれど計画されていたと。660に近づくためには、亜臨界でそろえてやる可能性が高かったというのわかるんですけども、一方で、でも、これは、そういう計画だったんだけど、いろいろ環境面も考えて、やっぱり、より効率性の高いものにしようというのが、この12次計画の中で決まったのかなというふうにも読めるんですよ。

要は、そのベースラインが、そこで追加性を比較するベースラインが亜臨界に設定する根拠はというか、妥当性を持つには、それはやっぱり、ここにJICAでなかったら亜臨界だったんだということが、論理的に説明できないといけないんだろうと。

ただ、いろいろ見ていると必ずしもそう言い切れないんじゃないかという気もしますし、あともう一つ、特にその緩和効果をはかる場合は、やっぱりコンサバティブなベースラインを設定するというのが、大原則だと思うんですよ。だから、そこも念頭に置いて、それでも亜臨界なんだということになるのかもしれない。そこは私もちょっと何とも、これだけでは言えないですけども、いろいろこのベースラインの設定には、まだまだ検討の余地はあるんじゃないかなとは思いますが。

石田主査 わかりました。今の点に関しては、清水谷委員と田辺委員と日比委員の3人が発言されていますので、コメントの提出も含めて、後ほどご検討ください。

では、59番、日比委員、お願いいたします。

日比委員 そうですね、ここも基本的な、ここはその再生可能エネルギーとかどうなんですかという話で、直接この石炭での比較とはまた違う議論なのかもしれないですけども、これ、やっぱり重要なところだと思います。

つまり、インド、このビハール州で必要な電力需要があるというのはみんな理解しているところで、それを埋めるためにはいろんな方法があると、最終的に技術的なこ

とも勘案したらこうなったということだとは思いますが、そこに至るまでに、その技術的なことと同じくらい、やはりCO₂に対して、先ほど言いましたけれども、特に石炭というのはもう石炭と拳がった時点でまずレッドフラッグが上がるというふうに、やっぱり考えるべきだと思うんですね。

そういう観点からいくと、ほかの、よりCO₂の排出量の低い再生可能エネルギー等の検討のプロセスを経た上で、こういう結論にやっぱりなるべきだろうと。結果は一緒かもしれないですが、これを見ると、さっきもちょっと乱暴な言い方しましたけれども、CO₂を減らす、増える・減るということにJICAはあまり関心は持っていませんというメッセージに聞き取れる、意地悪く見れば。それじゃ、やっぱりいけない、そうではないと思いますし、誰に対してもこれが一番ベストなオプションなんだというのを、それは技術的なことだけでもないし、コスト的なことだけでもない、CO₂も考えたけれども、これがベストなんだというのが言い切れないといけませんので、ここをどういうふうな比較をすべきなのか、しなくてもいいのか、ちょっと私はそこまでわからないんですけど、そういう視点が背景にあったというのは記録させてください。

石田主査 わかりました。ありがとうございます。

ここでもう一度時間なのですが、今3時55分、4時5分前です。ただ、量の多さと、あと、この後も石炭灰の話がスコーピングマトリックスで出てきますので、スコーピングマトリックスをやってから休憩にするということにしたいと思います。もう少しお願いします。

川瀬 申しわけございません、先ほど46番と9番の数字の齟齬についてご質問いただいた点で、こちら簡単に補足させていただきます。

計画の中で、石炭の割合が6割と8割と違うのではないかとということなんですけれども、こちら、大変失礼いたしました。6割となっているところは、実は再生可能エネルギーを加えたところなので6割となっていて、冒頭の9番で8割と書いておりますのは、これは再生可能エネルギーを含まない割合になっております。これはインドの計画の中で、再生可能エネルギーだけがほかの省庁で管轄していて、計画が別立てになっているところもあって、2つ数字が並んでしまっていました。

石田主査 ありがとうございます。

続きまして、ではスコーピングマトリックスですね。

60番、後ほど67番が出てきますので、私そこで一緒に議論したいと思います。

61番、非常にいい回答をいただいていますので、これはコメントで残したいと思います。ありがとうございます。

では、62番、清水谷委員、お願いします。

清水谷委員 62番は、解説いただきましたので、これで理解しました。

石田主査 では、63番を。

清水谷委員 63番ですが、「B-」の評価が本当に適切かどうか。土壤地下水汚染についてリスクがあるのではないかというところで、今後その地下水を採取するというところなんですけれど、私、別の質問でその採取場所がどこかというポイントも質問しているんですけれど、重要なのは、その地下水がある程度流れが出てきて、その流れが地下のほうであって、旧灰捨場のあたりを通ったものがどのあたりを流れていくかという、その流れがたまっていく方向のところできっかり採取をしていただきたいということと、それから、その採取する時期が、やはりその雨季といいますか、雨が降って、その場所を一回通って、浸透した後のものをやはり調べる必要がありますので、もう乾ききって何ヵ月もたったものを採取しても、それはあまり数値が出てきにくいと思いますから、その時期もある程度慎重に計画を立ててやっていただきたいと思っております。

これについてまだ、はい、コメント等でまたありますので、63番は結構です。

石田主査 それでは、64番、65番、鋤柄委員、お願いいたします。

鋤柄委員 64番、土で覆っていたということですね。これは結構です。

65番につきましても、これは2010年に分析をして、本調査での、灰捨場のフライアッシュの分析というのは、その、これからつくろうとしている現場は過去灰捨場に使われていたと。そこからサンプルをとって、分析をするという意味ですね。

鈴木氏 こちらは今、建設予定地が旧灰捨場になっておりまして、そこにフライアッシュが廃棄されております。そちらのフライアッシュをとってきて分析をするという趣旨でございます。

鋤柄委員 わかりました。

石田主査 よろしいですか。

鋤柄委員 はい、結構です。

作本委員 ちょっとすみません。今の、44番のご回答と見比べていたのですが、やはりここでも地下水分析をベースにお答えされているということで、土壤サンプル調査をするというようなことは、されないんですか。

地下水に、岩盤があるから恐らく地下水には流れ込まないんだと思いますけれども、灰の下にですね。だけれども、これは地下水だけの問題なんでしょうか。土壤汚染もやっぱり引き起こしている可能性が十分あるので、地下水だけの調査では足りないのではないかなと今、65番と44番のお答えの中からそれを感じたのですが、いかがでしょうね。

地下水影響ないからいいでしょうというような問題じゃなくて、もう、土壤自体は汚れてきているわけですね。しかも、この石炭はいろんなもの入っていますので。

鈴木氏 添付資料の4番目に、土壤の採取ポイントを示しております。こちら、石炭灰のフライアッシュの事業予定地のところから2ヵ所、また、事業予定地の東側で土壤は1ヵ所、採取をします。また、地下水もここで採取をします。

作本委員 地下水はこちらで調査すべきなんじゃないですか、赤いほうで。

鈴木氏 こちらですか。こちらでも、地下水は一応採取はしますけれども。

作本委員 もし、地下水の調査ならば。

鈴木氏 ええ、はい。ただ、一番の懸念点は、ここに捨てられているフライアッシュからの重金属等の汚染が、この地下水を汚して周辺のコミュニティーが飲んでいる地下水が汚染されていないかを確認をするということで、恐らく多分ガンジス川がこう流れておりますので、地下水流向としては北西から南東に向けて、こう流れていると、それでここを採取ポイントとして今、設定しております。

作本委員 なぜ地下水の調査だけに、かなり重点を置かれているんでしょうかね。地下水は岩盤がしっかりしているから、まあフライアッシュもあるでしょうけれども、地下水の調査では恐らく、この岩盤が説明にはしっかりしているから、汚れた水は、汚水は出てこないだろうというのは誰もが想定しているから調査しているというふうには考えられないですかね。言葉は悪いですけど。あるいは飛散灰もあるし、ガンジス川でやっぱり沐浴とか何かいろいろ生活……。ですから、もうちょっと広い地点での、風向きもね、あとの質問で教えてはいただいているんですね。南から風が吹くとか、どの時期にはという。だから、やはりもうちょっと広地域で、土のサンプルをとって、実際に飛んでいるのかどうかと。

鈴木氏 こちらが全部、青いところが全部、土のサンプルの採取場所です。

作本委員 そうですか、土のサンプル。

鈴木氏 はい。地下水も同様な形で、こちらの図面には載せていないんですけども、同様の考え方で、採取をする予定です。

作本委員 実際、ちょっと書いていなかったと思うんですけど、農業被害とか何か起こっていないんですか。例えば葉っぱの上に灰が飛んで作物がとれなくなるとかというような、そういうことは今のところはニュースとしてはないんですか。

鈴木氏 そうですね、大きな問題でそういうことが起こっているということは聞いてはいないんですけど、今後の調査でそれは確認はしてまいりたいと思います。

石田主査 もし飛んでいるんだったら、サンプルのサイトは気になりますよね。黄色のところ3つとるのはいいとしても、周辺で、あれ風の向きを考慮して東西に3点決めたんですか。すみません、僕は風の飛散したもののサンプル調査ってやったことないのでわからないのですが、何か非常に広大な地域、これ10キロでしたか、幅。

作本委員 南西と北西の風が月によって吹くということで、心配していたんですけども。

石田主査 それであの3点を決めたと。もう少し、例えば農家から聞き取り調査をするとか、そういうのも含められたらいいかなんですかね。

鈴木氏 それも今後、ステークホルダー協議を通して、そういうことは確認はして。

石田主査 ステークホルダー協議は、出てくる人がどうしても決まってしまうので、

やっぱり、車かバイクで出かけて行って、その実際に農業をやっている人たちとか、農地で働いている人たちに、意見を聞くのが一番いいと思うんです。ステークホルダーはどうしても家庭をやりますから、全員が出てくるとは限らないし。

わかりました。その点、もし懸念があるようでしたら、またコメントで、ぜひお願いいたします。

作本委員 はい。

石田主査 それでは、続きまして66番ですね。田辺委員、お願いいたします。

田辺委員 これは、いいです、これで。はい。

石田主査 それでは、67から69番について、あわせて3人の方がコメントされていますが、どなたでも。

どうぞ、お願いします。

日比委員 ここは私の67、69と、要は気候変動の影響はどうですかという話で、それはわからんというお答えをいただいていると理解いたしました。

いや、もちろんわからないんですけども、ただ、これまでどおりではないだろうというのは、いろんな研究等からわかっていると思いますので、過去がどうであったかというのはもちろん重要な情報なんですけれども、だからオーケーですという結論にはしないほうがいいんじゃないかなと。

それに加えて、予見はできないけれども、気候変動によって洪水なり何なりの影響があった場合には、これぐらいの影響があっても大丈夫ですとか。過去がこうだったから大丈夫ですというのだと、要は気候変動の影響は想定していませんと言っているに等しいので、不十分なのではないかなというふうに思います。信頼性のあるデータ、難しいというか、得られないんですよ、これまでになかったことが今後起こるので。その中で予測していかないといけないのが気候変動だと思うので、ちょっと検討していただければと思います。

私は以上です。

鋤柄委員 68番の、これは気候変動だけではなく、灰を捨てる今回新しく灰捨場として設定される場所についての質問です。今、発電所をつくらうとしているところは、穴を掘ってそこへ入れていたとのこと。新しい灰捨場はそうではなくて、平坦なところに積み上げるといようなことが書いてありまして、これも気候変動と関係するかも知れませんが、それほど大雨の降るところではないとは思いますが、そこでかなり流れ出したりすることの可能性は、これまでのデータの範囲ではきっとわかると思いますので、その影響は調べていただきたいなと思います。

あと、この部分のガンジス川と、その土地のつながりというのは、どうなっているのでしょうか。何も無い川岸からそのままだらだと、確か氾濫源という話でしたけれども、その間に、人工的な堤防はないんでしょうけれども、地形的な障害等があって、なかなか流れにくい状況になっているのか。その辺も、恐らく測量等はされると

思いますので、ガンジス川のこの近辺では低水敷や高水敷という地形があるのかどうか、存じ上げませんけれども、その横断の地形を検討されて、これならば大丈夫だということなのか、あるいは、少しはその囲いのようなものをつくったほうがいいのか、そういう検討をしていただきたいなと思います。

作本委員 ちょっとすみません。今、ガンジス川の話が出ていますけれども、実際私もインドへ行ったときには、JICAさんが下水をきれいにするような事業でしっかりやられているのを見させていただいてはおるんですけれども、インドの場合には、いわゆる我々が考えるようなガンジス川だけをきれいにする、湿地だけをきれいにするという考え方、立っていないですね。ヒンズー教ですから、生きとし生けるもの全て、道を歩いている牛に、野良犬に、狂犬病があるかもしれない、そういうふうな動物を愛護するよというこで、1960年の動物虐待禁止法だけでなく、動物福祉法案も、中身は読んでいませんけれど、ありますね。いわゆる人間と同じように動物にも危害を与えないような環境を、限られた湿地だとか川だけじゃなくて、確保しましょうという考え方があるので、我々は今、ガンジス川とかそのあたりだけを、最も重要な川ではありますけれどもね、ここだけを見ていて足りるのかという一つ、ちょっと疑問を感じるんですけれども、ちょっと皆さんからご意見いただけたらありがたいと思うのですが。

石田主査 今のはJICAへのご質問。

作本委員 全員の方に、ええ。我々が捉えがちな、そういう特定の保護地域だとか、湿地だけを守ればよいという考え方には、恐らくインドの方は立っていないと思う。人間と同じように一緒に道を、牛と一緒に歩いているわけですね。野良犬と一緒に人と暮らしているわけであります。殺すことだってやっぱりちょっと考える、そういう人たちでありますので、そんなところで特定の限られた地域だけを、保護区だけを、対象地域だけを守ればよいという考え方でいいのかどうかという、そういう、宗教観とか文化観に触れるものはないのかなという、そういう点でちょっと心配です。

石田主査 それであれば、恐らくスコーピングのどこかに入れていくことが可能なんじゃないでしょうかね。

作本委員 そうでしょうね。

石田主査 はい。社会影響にも入ってくる気はしますし、自然環境、まさしく保護区の下に生態系というがあるので、そこでも、犬や猫ということであれば、はい。

作本委員 わかりました。はい。

石田主査 社会環境のそれぞれ、例えば、土地利用や地域資源利用みたいなところに入れられそうな気もしますけれども。

作本委員 ありがとうございます。

石田主査 ちょっとご検討いただけますでしょうか。非常に大切な指摘だと思います。

ほか、いかがですか。もしよろしければ、70番お願いいたします。

田辺委員 このスコーピングマトリックスの、この貧困層の供用時の書き方が、非常にちょっとポジティブ過ぎるのではないかというふうに思っていて、JICAが言うように、雇用機会が増加するということが常に起こるとすれば、それはインドにおいて土地問題、これだけ荒れる必然性がないと思いますので、その辺あたりを考えてコメントを残したいと思っています。

石田主査 田辺委員の42番は、実は私の40番にも関係してはいますね、やはりその地域限定であるし、そのコミュニティー開発計画をつくったとしても、それがどこまで届くかというのは、やっぱりきめ細かなモニタリングが必要なのと、それを実施するNGOなり団体の資質に大きく依存するんですね。だから非常に難しい面もあるので、今のはよくわかりました。

では、44番ですね。ごめんなさい、71番でした。失礼しました。

田辺委員 いいです、このままで。

石田主査 よろしいですか。

田辺委員 はい。

石田主査 72番、いかがでしょうか。日比委員ですね。

日比委員 とりあえず71と同じ内容ですので、結構です。

石田主査 ありがとうございます。

一旦ここで、まだ40項目近く残っています。すみません、主査の不幸でこんなに時間がかかってしまって。ただ、内容が重要なので、やはりそんなにすいすいとはいかないところ、ご理解ください。

5分休んで急ぐという手もあるのですが、予想では恐らくもっと時間、多分5時過ぎると思うんです。ですので、やっぱり10分休みましょう。委員の方々に早目に出られる場合にはおっしゃってください。その方の質問を先に優先します。

日比委員 すみません、ちょっと5時少し前に失礼することになると思います。すみません。

石田主査 じゃあ、おっしゃってください。わかりました。

じゃあ、10分休みましょう。お願いします。

午後4時13分休憩

午後4時23分再開

石田主査 では皆様、そろそろ時間になりましたので、再開したいと思います。

日比委員が、5時にご予定があるということなので、では、まず最初に日比委員の関連するところをやってよろしいでしょうか。

日比委員 申しわけございません。5時ちょっと前に多分失礼させていただきます。

石田主査 いえいえ。大切なことなので。

73番以降で、まずは何番になりますか。

日比委員 100番ですか。

石田主査 はい。100番、お願いいたします。

日比委員 じゃ、すみません、ちょっと失礼して先に。

ここも既に議論のありました、CO₂の検討の際のベースラインどうするかというところで、もういろいろ議論がありましたので、お答えは亜臨界からというふうにあるんですけども、そこはもっと再検討していただきたいというふうに思います。ちょっとコメントは後からになるかもしれないですけど、そういうコメントを残させていただくとお思います。

石田主査 この件は先ほども、お休みの前に議論したところと直接関連しているんですが、ここを議論するときにはひょっとしたら日比委員はもうお帰りかもしれないんですが、何か文案があれば残していただければ、私のほうでお手伝いさせて、入れておきますから。または、あとメールのやりとりでももちろん結構です。お願いします。

日比委員 わかりました。はい。

その次の、101ですね。ここは、わかりました。これは多分、言葉の問題だけかと思うんですけど、「陸域生態系」とだけあったので、ほかにもありますよねという話で、調査項目に加えていただくということで、ここは結構でございます。

石田主査 ここは、鋤柄委員も質問されていますが、あわせてお願いいたします。

鋤柄委員 私、先ほども申し上げましたけれども、排水がないということですので、むしろ、先ほども申し上げました灰捨場からのその流出ですとかそういったもの、あと風で飛んだりするような、そういうものが周辺生態系への影響を及ぼすかどうかという点についても、調べていただければと思います。

調査項目に含めていただけるということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、続けて110番ですね。日比委員、お願いします。

日比委員 ここは、お答えは了解しました。何と言ったらよろしいでしょう。詳細は協力準備調査の中でということになるかと思うんですけども、多分この助言委員会が次にこの案件の助言をするのはDFRが出てきたときなので、詳細なステークホルダー協議のプランがあって、それに基づいてステークホルダー・ダイアログした結果へのインプットになるので、本当はもうちょっとどうなっているのかなというのをもう少し早い段階で知りたいなというのはあるんですけども、まあ、多分、特にこの地域とかでこういうことに注意してやるみたいなのがもしあれば、このスコーピングの段階でも記述していただくと。ステークホルダー協議をやるのは当たり前のことなので、そのやる上で何か注意点等がもしあれば、あるいは現時点でわかっている、記述していただくとありがたいかなと思います。

石田主査 わかりました。この点、私も111番で重なる質問をしていますので、コメントに残そうかなと思っています。

日比委員 じゃあ、そこはお任せいたします。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

石田主査 では、そういうことで、わかりました。

では、日比委員に関連するところは、今のところ以上ということ。

日比委員 すみません、ありがとうございました。

石田主査 いえいえ。じゃあ、環境配慮、73番に戻りましょう。

73番、2つ、私ですね。これ、原料は、入手先どこなんですか。その同じ国のインドの中に鉱区があるんですか。218鉱区って、これはインドの中なんですね。

和田 原料は全て国内炭です。

石田主査 国内。海外からはとらない。

和田 はい。国内炭です。

石田主査 はい。その鉱区における環境社会配慮をやる必要はありますか、新たに。全然イメージがつかないんです、鉱区ってどんなところなのか。周りに影響が全然出ないようなところなのか、それとも、やっぱり自然環境だけは見なきゃいけないというふうなところなのか。

鈴木氏 鉱区に関しましては、この調査期間中に鉱区が特定するかどうか、ちょっと不明ですので、何ともお答えができないんですけれども、少なくともきちんとして環境許認可を取得している鉱区を使用するという事は、先方と確認はしてまいりたいと思います。

石田主査 海外からの入手はないわけですね、予定としてはね、今おっしゃっていただいた、はい。わかりました。ありがとうございます。

では、75番、76番、作本委員、お願いいたします。

作本委員 75番、風向きをちょっと聞いたんですけど、これは特に灰が飛ぶかもしれないということで、いただいた地図の中で矢印を入れてみたのですが、場合によっては南から西に、6月から9月に吹く風が、いわゆる湿地部分とか、あるいはガンジス川に影響を及ぼすかもしれないなというふうに、この矢印方向曖昧で、正確ではありませんけれど、ちょっと感じました。そういうことで、やはり先ほど雨季・乾季ということもご指摘の中にありましたけれども、同時に風向きというのも気をつけて、渡り鳥その他もおることでしょうから、そのあたりの調査というのをさせていただければと思います。これが75番です。

76番、これはよく鉄道で石炭を運ぶときに防塵カバーをつけていない国があるんですね、インドネシアあたりで。そうすると周辺住民の屋根はみんな真っ白けになっているということで、ですから、インドでこれをやる余裕があるのかどうかということ、を、「標準的な」という言葉を使っておりますが、そこまでできますか、シートをか

ぶせるとか何か。輸送する石炭にシートをかぶせるとか、そのぐらいまでのことを考えておられるかなということ、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

和田 本事業対象の特別な輸送方法をとるということは現時点では難しいので、基本的にはここに書いてあるとおり標準的な輸送方法をとることを考えておりまして...

...

作本委員 「標準的」という意味がわからないので、それで。

和田 何が標準か、それについてはこれから調査で確認していきます。その標準的な方法の中で、きちっと対策がとられているかということも確認してまいります。もし、対策が足りないということであれば、適宜、実施機関と協議をして考えていくというところですね。

作本委員 そういうことを討議の内容にでも含めていただければ、気づくこともあるかもしれませんが、ついこの間もインドネシアでは、私も周辺の、あれは発電所ですね、大きなジャカルタの北のほうの発電所ですけど、周辺の家の屋根が全部石炭を運ぶ引き込み線の関係でしょうか、もう真っ白けになっていたことがありますし、周辺に大気汚染が蔓延していたこともありますので、それとなくでも、まあ注意として、お伝え願えればありがたいと思います。

石田主査 それでは、77番、78番、続けてお願いします。

作本委員 じゃ、申しわけありません、ちょっとまた2つ。

その77番のこれは、灰捨場でも皆さんからご指摘ありますけれども、今の灰捨場をこのまま、また置いておいたままで、この上にまた追加するという事なんでしょうか。あるいは、どうなんでしょう。私は灰ってイメージもつかないんですけども、何か雨が降れば流れ出すでしょうし、土留めでもしていないのかなという気がしますし、あるいはこれはコンクリートで硬化というか固めちゃっていいものかどうか。あるいは、これも通常はコンクリートの中に一部混ぜて使うと、よくやりますよね。その、どのぐらいの割合で使われてきたのかなという。写真を見ると、もうこれまでの累積で相当降灰が、もう残っていますよね。何かいい、有効利用含めて、あるいは被害が起こらないように、自然災害が起こらないような、何かそのあたりの方途はないものかなということで、ちょっとご相談かけたわけですけども。

十分に検討してまいりますという答えはもちろんわかるんでありますけれど、二次災害というか、そういうようなものをぜひ、ご注意願えればという気はいたしました。

石田主査 78番はいかがですか。

作本委員 78番は、これはガンジス川ですね。ガンジス川はもう言うまでもなく、バラナシと同じように沐浴をされている、沐浴用に使っているんじゃないかと思しますので、その意味でも我々考えているような普通の河川とはまた違っていると、聖なる川ということがありますので、河川とか湿地帯への影響、まあほとんどないとは言われているんですけども、ほかの国と同列レベルで考えるんじゃなくて、彼らの健康とか生

活そのものにストレートにかかわるし、JICAはガンジス川を浄化する事業で結局持っているわけですね、今まで、私も見させてもらいましたけれど、すごい立派な事業で、下水を排水するに当たって、JICAは現地に看板つけていましたけれども、きちんとここはきれいにしていますよという、そういうことを経験積んでおられますから、インドの文化にも、これからインドの案件も増えることでしょうし、インド文化というか社会を理解されながら、さらに進めていただけることを、ちょっとお願いをしたいと思います。

これで結構です。

石田主査 はい。それでは、続けて79番から、田辺委員、お願いいたします。

田辺委員 79番ですが、先ほどのご説明で、8号機、9号機のEIAに6、7号機の予測が入っていないということで、さらにこの8、9号機のEIAの想定値よりも悪化するということは、理解しました。

もう一つの点は、WHOなんかは、その世界で一番大気汚染ひどいのはデリーで、次がパドマという、要は世界で2番目にひどい大気汚染エリアということを言っていて、なぜここが悪化大気地域にならないのかというのはすごい不思議な感覚なんですけど、まず、その現地基準は、これは現地の人々の健康を十分にカバーする基準になっていないと思いますので、これはもうほとんど、これを満たしたからいいという話では全くないのかなというふうには理解しています。

WHOの中間目標値というのは、その80番のところですが、段階的に改善していくために定められた目標値というふうに書かれているので、現在満たしてなくても将来的に目指すという理解をしているので、そういった地域にさらにその大気汚染悪化の原因をつくるというところが、恐らくこのプロジェクトの大きな問題点なのではないかなというふうには理解しております。

何かあれば、すみません。

鈴木氏 ご指摘のとおり、パटनाは大気汚染は確かに恐らくひどいという理解です。一方、バラウニに関しましては、前回の8、9号のEIAのベースラインのモニタリング結果を見ますと、WHOの基準と比較しましても決して悪化している地域ということではないと認識しております。

今回の調査では、また1からベースライン調査を実施しまして、現状の大気濃度で、プラス6、7、8、9も含めた大気排出も考慮して、予測の、まあ最大着地濃度ですね、そちらを確認をして、WHO等の基準と比較をして検討してまいりたいと思います。

石田主査 どの基準を使えば、環境社会配慮になるかということでもあるんですね。

田辺委員 そうですね。あとは、中間目標値というのをどういうふうに捉えるかということについて、何かありますか。

鈴木氏 中間目標値は、IFCの報告書とかによりますと、例えばSO₂の中間目標値、

こちらはガイドラインが今20マイクログラム・パー・立米で設定されております。中間目標値の1、これが50ですね。この報告書によりますと、その50という数字は十分、人が生活するには問題がない。

日本の基準も同じような、この50マイクログラム・パー・立米、これがSO₂の基準として設定されております。

また、PM10につきましても、IFCはガイドライン値を50と設定しております。一方、日本はSPMという、実はPM10とちょっと性質が違う測定をしているんですけども、同様のものと理解した場合には100マイクログラム。アメリカの場合は、150マイクログラム。こちらはWHOの一番緩いガイドラインと同じ数字となっております。

石田主査 よろしいですか。

田辺委員 まあ、わかりました。はい。

石田主査 では、続けてお願いします。

田辺委員 81番は、わかりました。

82番は、わかりました。

83番、はい、オーケーです。

石田主査 それでは、84番から、作本委員お願いします。

作本委員 すみません、またちょっと幾つか続きますけれど、よろしく願いします。

まず84番なんですけれど、やはりここには複合汚染の可能性があるので、しかも古い、今までの既存の発電所もありますので、やはり我々のSEAの立場からは、累積的な評価をどうしても行わなければいけないということがあるのではないかと、お答えのとおりだと思います。PM10のこともありますけれど、一部こう言っていたということでもちょっと懸念されることもありますが、累積的な評価で。

似たような内容でありますけれど、85番については、相乗効果ということで似たようなことを言っているわけでありまして、やはりこのように複数の発電所が集まっている、あるいはほかの肥料工場でしたか、これも稼働しているということになれば、そこでいわゆる総量規制的な考え方、地域全体、地区全体でもってどれだけ排出されるかというような見方を、やっぱりSEAとしてはどうしても取り入れるぐらいの立場が必要なんじゃないかなという気がいたします。

それぞれは、もう一つ下のほうにおりていきますと、91番には排出90日をクリアしているから大丈夫じゃないかというようなことを書いてあります。これが日本での一番の盲点、欠陥なんです。単品でいわゆるプロジェクトアセスをやるから、その基準値をクリアしていて問題ないじゃないかという考え方は、今の日本の我々の言い方なんです。そうじゃなくて、我々は戦略アセスという考え方をとっている場合には、地域として、そのまとまりとして、そういう汚染のレベルがどうなのかということを考える必要があります。

何も総量規制で全体を抑えろという、そういうつもりはないんですけども、少なくともこれだけ複数の汚染源が1ヵ所に集中しているということを考える場合には、ここでの全体的な総量的なものを、総量規制をやれとは言いませんけれども、それ的な考え方はどうしても取り組む必要があるんじゃないかということ、85番と91番の両方から感じます。

それで、よろしいでしょうか。次の86番のほうにいきますけれど、地盤があるから大丈夫だと、特に灰捨場ですね。これは強固な地盤があるから大丈夫だということで一応の説明になっているわけでありますが、さっきも申し上げたとおり、やっぱり土壤汚染自体はここにはもう既に生じているというか、累積しているわけでありますので、それは岩盤が全部カバーしてくれているからどこまで汚したっていいじゃないかというわけにはいかないのではないかと思いますので、やはり、先ほども地下水の調査をやっていて、これはもう悪い結果が出ないだろうというのは誰もがわかる上でやっているというふうに逆読みされてしまうので、やっぱり土壤ですね。ボーリングということでもないかもしれませんが、土壤をとって、その鉛分だとか、水銀じゃないですけど、いろんなものをちょっと調べてみるということは、先ほど地点が幾つかありましたけれども、やっぱり行っていく必要があるんじゃないかなという気がいたします。

89番で、88番は、灰捨場の構造設計を考えてくれますということで、やはりその十分な高さを今のこの段階で確保していないんじゃないかと。71年の段階での洪水は43メートルまで来ているということを考えると、この灰捨場は本当に安全なのかなと、今の異常気象の時代において、これから10年、50年、持ちこたえるのかなということ、やはりJICAさんでしたら、もう慣れているわけですから、その点、知恵を集めて、安全圏で実施していただきたいという。

というよりも、今もう環境の考え方が自然災害を含めて環境問題だと考えていますので、将来起こり得る異常気象、あるいは地すべりのようなことも含めて、環境問題の一部というふうに我々がみなす、しかも、みずから行った事業によってそういう自然災害のきっかけをつくるということは、やっぱり避けておくべきというか、そういう一昔前とは違う理解に立つべきじゃないかなという気がいたします。

あと、89番については、ありがとうございます。89番は、この大腸菌のコリフォームですか、これの調査が今回も入っていないんですけども、ここはもう私、見た限りでは、もう動物の死骸から、場合によっては人、バラナシだったら人を焼いて灰で流し込むとか、もう、ありとあらゆるものがこの川で浄化されるという、神様がきれいにしてくれるという、そういう考え方ですから、一番そこで問題なのは、この大腸菌ですよ。下水道も何もみんな入り込んでいるわけですので、ぜひこの大腸菌の項目だけは落とさないで、調査項目に入れていただければと思います。

鈴木氏 承知しました。

大腸菌を調査項目として入れた場合に、その結果に基づいて何かこの要求されることとして、何かございますか。

作本委員 どうしろと言うことはできないかもしれませんが、ええ。

ただ、JICAさんはそういうことを、上下水道をきれいにするとか、今までも、そのときには大腸菌の調査をやったと見ていますので。ですから、今回それが直ちに反映できないかもしれないし、大腸菌はこの事業によるためじゃないかもしれませんが。それはわからないんですが、将来的には、例えば第2、第3の次の事業と結びつけるというような形の発展方向もあるんじゃないかなと思うんですけども、直接結びつかないからやらないというのではなくて、今の段階では大腸菌のその数を調べるぐらいのことは、やっぱり水調査では基本じゃないかなと思うんですけどもね。いかがでしょうか。

鈴木氏 多分、大腸菌を調査することは問題なくできるかと思うんですけども、まあ、その……

作本委員 ええ、直ちに何ができるということではありませんけれども。

鈴木氏 ええ、その、そうです、その結果によって、何が。

作本委員 ただ、それで異常に数値が高いなんていうことは、すぐわかりますよね。何千個も何億個も入っていればということ。その場合には例えば、この地域含めて、ともかくここでは水に依存した生活をされているわけですから、何か次の安全策とか、何かに結びつけるかという案のためにも、私としてはですね、それほど大変なお金のかかる調査じゃないと思いますので。

鈴木氏 はい。

石田主査 それでは、次、90番、私です。今日、もう既に議論されていますので、結構です。ありがとうございました。

では、続けて91番から、作本委員。

作本委員 また、すみません。

石田主査 いえいえ、どうぞ、お願いします。

作本委員 91番は、これはもうさっきちょっと言いましたけれども、排出基準のことで、それぞれの単独のプロジェクトについて、いわゆるプロジェクトベースの日本のアセスの考え方に立って、それぞれが排出基準を満たせばいいだろうという考え方じゃなくて、やはりこの場合には集中しているわけですね。汚染源が集まっているわけですから、それに対する対策というものもあわせて考える必要があると。それが我々のSEAの考え方に沿っているのではないかという気がいたします。

灰の活用方法というのは、私も既に、コンクリじゃなくてセメントに使うということで書かれていますけれど、これ、もしうまく使われていたら、こんなにもう今までの累積で灰処分場に何メートルも積まれていないんじゃないかと思ったんですけども、実際これはどのくらいの量、わかりませんが、分量で、あるいは、どのく

らいこのコストをかけずにセメントに使われるかという、そういう目途はあるのでしょうか。我々、理屈ではすぐ思いつくんですけどね。

和田 一応、規則上、灰の有効利用ということは決められています。例えば1年目には灰のうちの50%など、年を追うごとにその利用率を上げていくというような規則があります。

ただ、その遵守状況については、今後の調査の中で確認していくとともに、仮に遵守されていないのであれば、何が要因なのか、例えば引き取りのコストがかかるなど、その辺の原因も確認した上で、きちっと有効利用がなされるよう、調査の中で確認を行っていく予定であります。

作本委員 例えばセメント事業を行うような事業者の育成みたいなのがなければ、これは口だけになってしまいますから、できれば周辺のそういう策ですか。相手方、インド政府になるのか地方になるのかわかりませんが、そういうふうなことを含めて提言されて、再利用というのはもう国の国際的な流れですよというような形で説得していただければありがたいと思います。

次にいってしまっていていいですか。ごめんなさい。

93番のほうにいきます。またちょっと続いて申しわけありません。ここで「環境感度」で、environmental sensitivity を日本語で訳されておりますけれど、いわゆるインドの場合には環境クリアランスというのは一つ、一枚岩じゃなくて、やっぱりセンシティブィー、いわゆる生物関連のこのクリアランスという特別な制度も設けられていると、場合によっては2本立てになっているということをちょっと見聞きしたんでありますけれども、そういう意味ではここに書かれている、周辺に生息する動植物を特定するとあるんですが、いわゆる生態系の調査のあり方、基礎調査のあり方というのは、今まで我々がやってきたような保護区、さっきの繰り返しですけど、保護区だけの、あるいは保護地域だけの生態系調査をやるのじゃなくて、この場合にはもうちょっと広く捉えた生態系調査が必要になるんじゃないかと思いますので、今、思いつきでありますけれど、そのあたりも含めて生態系調査のあり方がほかのアジアの国とは違うんだと、ヒンズー教の場合には違うかもしれないというようなことで、ご検討いただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。ちょっと調査方法にね。

あとは、94番は、水銀なんですけれども、水銀濃度をモニタリングしていただけるということで、了解いたしました。

石田主査 もう一つ、95番はいかがですか。

作本委員 95番、これはNOx、SOxがここに書かれていなくて、IFC基準を採用されるというか、それに準拠されるということを書かれているんですけども、何でこのNOxやSOxという一番代表的なこれが入っていないのかなと思って、私もちょっと現物を与えることはできなかつたんですけども、IFCにはもちろん入っていますよね、NOx、SOxはね。インド側がこれを飲んでくれるのかなというか、理解してくれるの

かなという、さっきと同じような悩みを考えています。

何でIFCを持ってくるんだというようなことになりかねませんか。大丈夫でしょうかね。材料の一つだとは思いますが。

鈴木氏 そちらに関しましては、正確な情報ちょっとわかりませんが、IFC基準を持ってくることに対しましては、先方機関と合意をして、実施をしたいと考えております。

作本委員 なかなか、何度も言っていますけれど、相手がインド国ですから、自信を持った国民感情もありますでしょうから、ご苦労多いと思いますけれども、ぜひそのあたりは、国際標準が今、JICAなんだと、世銀並みなんだということで、ぜひインド側の不足分を補っていただけるように、説得というか、していただければありがたいと。

以上です。95番まで終わりました。

石田主査 ありがとうございます。

引き続き、96番は、ほかのところとあわせますので、結構です、大丈夫です。

97番、田辺委員、お願いします。

田辺委員 これは、日本で多分当然入っているようなものが、インドは入っていないというのが、そういう国かなとも理解していますので、もう少しそのいろんな大気汚染対策をしたほうがいいんじゃないかということをお願いしたかったんですが、ただ、いかんせん、この現況値がすごいひどい状況なので、多分どっちかという、その装置そのものより、そもそも建てるかどうかとか、それから、今ある6から9号機の環境改善をしたほうが、多分JICAとしては有意義なんじゃないかというふうに個人的には感じてるんですが、ちょっと今回のスコープではないような気もするので、はい。

以上です。

石田主査 続きまして、次は清水谷委員ですね、お願いいたします。

清水谷委員 98番は、コメントのとおりでやっていただけるということで、問題ありません。

99番は、これも累積的な影響を見られるということでは言われていますので、これも問題ありません。結構です。

石田主査 続きまして、次のページ、103番ですね。清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 103番は、資料をつくっていただいたので、これでわかりました。

石田主査 それでは104番、田辺委員、いかがでしょうか。

田辺委員 6から9の取水の影響もそうなんですけれど、この対岸にパール1号機から3号機というのがあるかと思うんですが、多分その辺のいわゆるその周辺のプラントあたりも含めて、多分、取水を見たほうがいいのかかなというふうに思っています。

石田主査 以上で今の項目終わりましたので、あと、社会配慮とステークホルダー

協議ですね。いきましょう。

105番、作本委員。

作本委員 すみません、ここでは一般の人々への裨益ということで、これは発電所ですからやっぱり電気が通じるんだらうと、一般の庶民にも電気が配電されるんじゃないかという甘い期待を持っているわけでありましてけれども、ここで答えていただいたのは生活レベルの一定の向上ということで、雇用の機会とかそういうような、もうちょっと大きい答え方をされているんですが、何か直接住民に、これだけ貧しい住民でありますから、裨益する内容というのは何かないのでしょうか。

一部電気を民間に流すとか、そういうふうなことは、この計画にはないのですか、政策の中には。そこまで入れない。

和田 今回、発電所の建設と附帯する送電線なので、その先の直接に住民に行く配電網は事業外なので、この事業から直接に貧しい方に電気を流しますということではできませんが、ただ、やはり先ほど申したとおり、まず電力の需給ギャップが改善されるということ、また、現在、高価なディーゼルを使っている人たちが安価な石炭の電力を得られるというところで、その経済的な負担が減るということも考えられます。また、そもそも産業、GDPが上がったことによって電力需要が増えて発電所建設しますけれども、それは正のサイクルだと思いますので、電力が行くことによって、より産業が発達して、そして雇用機会も増えいく。

作本委員 マクロの政策はよくわかります、マクロの説明はよくわかるんだけど、やはりミクロのレベルにね、少し生活向上に、どこか学校へ優先的に電気を回すとか、何か貧困家庭が集まっているような村にはこの際に電線を延ばしたって、それは大したことじゃないと思いますので、何かそういうような付録がないと、ちょっと雇用機会の吸収ぐらい、あるいは自然増で給料、収入が上がるということはあるかもしれませんが、やはりそこを何か助言、JICAさんならできるんですよ。だから、そのあたりをうまく絡めて、社会生活が向上するようにと、何かいい材料と一緒に考え出すような方向というのを、もし見つけていただけるとうれしいなという、願望でありますけれど。

石田主査 コミュニティー開発もあわせてやられるようですので、その中で具体的に提言されればいかがですか。コミュニティー開発という形では残されるというふうにJICAさんから、私の質問に対してどこかでお答えがありましたので、その中でも特に、特定の学校だとか特定の地域に電気を優先的に流すとかいうようなアイデアを提供されるといいんじゃないかというふうに思います。

作本委員 わかりました。ありがとうございます。

石田主査 じゃ、次にいきます。あと3つ、私。

106番、ありがとうございます。お願いします。

107番は、これもそうですね、石炭灰のことなので、またほかの石炭灰のところの

コメントとあわせて、一緒にしてしまいたいと思います。

108番は、一応調査してください、やっぱり。「活発ではない」ということは、活発でなくても細々とあるかもしれないというふうに私はどうしても読んでしまいますので、やはりぜひ、あるかないか、あればどの程度かということは調べていただきたいと思います。

以上です。

では、最後のステークホルダーですね。清水谷委員、お願いいたします。

清水谷委員 地下水を常時引用している人たちに、健康状態に関するヒアリングを社会調査の一環でやっていただくということで、理解しました。了解いたしました。

石田主査 次は、112番ですね。112番は資料3、添付資料の3というのは、どれですか。今出ているやつ、これですか。はい。

半径10キロメートル、はい。というか、添付資料1でもあるわけですね。そうすると、地域社会というのは、ガンジス川を超えて、そうか、ウエットランドの奥、つまり、この地図で言えば画面の西側のほうにも、つまり左側のほうに、あのあたり集落は結構あるんですか。山間の地域のようにも見えますけれど。ウエットランドの左手側です、いわゆる西側ですね、もし画面の上が北であるのであれば。そこがパトナというのが集落ですか、まあ大きなコミュニティー。

鈴木氏 そうですね、そちらが一番、主となります。

石田主査 わかりました。ということは、環境、自然環境や社会環境を10キロメートル範囲で考えられているということは、そのウエットランドのところにも影響を通過していくわけですので、ということですね。

鈴木氏 すみません、添付資料1をご参照ください。こちらが10キロになります。

こちらの事業対象地で、先ほどウエットランドというのが、ここの、こちらですね、この一部がかかるという。

石田主査 はい、河川岸にこう赤く見えているようなところですよ、ちょうど。

鈴木氏 はい。こちら辺は、現地を見た限り、本当に何も無いようなところでしたね。それで、普通に鉄道が通って、道路が通っているという状況でした。

石田主査 わかりました。

それでは、田辺委員、113、114、お願いいたします。

田辺委員 はい、大丈夫です。

石田主査 115番、作本委員。

作本委員 これで了解です。

石田主査 ありがとうございます。皆さん、ご協力ありがとうございました。

それでは、一通り質疑応答が終わりましたので、いよいよ助言案作成にまいりたいと思います。

和田 すみません、先ほど冒頭に数値の件でご質問いただいた件ですけど、回答

させていただきます。

石田主査 はい、お願いします。

和田 No.11ですけれども。

石田主査 11ですか。

和田 はい。すみません、質問11番で、2015年度の発電設備容量が約5,243に対し、2014は2,038ということで、この1年間で3,000増えたのかというご質問でしたが、これについて詳細確認しますと、事業計画上、この2015年の発電設備容量の見込み数値がこの5,243となります。この見込み数字でいくと、2,014年度は約3,921となります。

一方で、この2014の下に書いてあるその2,038というのは、これは実績値になりまして、すなわち、この3,921との差額、約1,800メガワット程度については、例えばそのバラウニの6号機、7号機のスケジュールの遅れ等々で、実績として、計画はあったものの実際には動かなかったというような説明になります。

なので、2014年から15年に約3,000メガワットも増えたわけではなくて、計画上は約1,000メガワット程度の増量という状況です。

田辺委員 でも、ピークを満たせるということですかね、これだと。そうすると、短期的には十分な電力を、要は先ほど言っていたピーク需要ギャップがあるということを書いていたんですけれど、つまりそのピークは、あともう一、二年の間にはカバーして、とするとそのピークがどうこうというよりは、もうちょっと中長期的にこの発電所が必要であるという、その多分、説明が必要ですよ、そうするとね。

三原氏 そのとおりです、はい。

石田主査 すみません、今の数字で、2014年が2,038が実質の数字だったわけですよ。

和田 実績です。

石田主査 実績ですよ。2015年が5,243というふうに見込みで踏んでいると。実績はどの程度になりそうなんですか。これ、何か実績と見込みが、そもそも2014年で何でこんな、2倍近くも出るというのは計算の仕方が何か問題あるのか、それとも、そういう向こうの計画設定とか、計画というのは、どこの国とは申しませんが、多目につくるところもあるわけです。そういうところなんですか。

まあ、すみません、ひとり言ですので、お答えはいいです。

もし、ほかにJICAのほうから追加のご説明がなければ、コメントのほうにいきたいと思います。

では、1番から、ちょっと長いですがけれども、まとめられるところはまとめてコメントにしたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

では、田辺委員、1番から3番まで、いかがでしょうか。

田辺委員 1番から3番までは、特に大丈夫です。

石田主査 よろしいですか。はい。1から3までは削除ということですね。

田辺委員 削除で、はい。

石田主査 4番は、日比委員が残したいということなので、コメントとしてくださいということなので、私のとあわせてですね。日比委員の文言をそのまま使おうと思います。

コメントは、ビハール州内の電力需要が.....「2013年から2017年で」というのを冒頭に持って行っていただいて、その次に「ビハール州内の電力需要が約倍増する」と。「倍増すると想定されているが、その要因をDFRに明記すること」と。

「明記」とか「記述」とかという言葉、またJICAさんにドラフトをつくっていただいた後で統一したいと思いますので、とりあえず「明記」という言葉にしておいてください。その末尾はあまり今はこだわりません。

それでは、次も私ですね。次、わかりましたので、これは結構です。6番は結構です。7番も結構です。

8番も結構です。

続けて9番、清水谷委員。

清水谷委員 9番は一応、残したいんですけど、先生方のコメントもあわせていただいてもいいんですけど、とりあえず言います。

「調査背景において、660MW級の超臨界圧以上の石炭火力発電所設備の導入の必要性について、電力の需要と供給面から解説し、DFRで記述すること」。

石田主査 よろしいですか。

それでは、10番、削除をお願いします。

そうか、11番か。11番、とりあえずこういうふうにしますね。

「ビハール州における、ビハール州全体の中長期にわたる電力供給計画についてDFRに記述すること」。

田辺委員 すみません、そこにちょっと乗っていいですか。

石田主査 どうぞ、お願いします。

田辺委員 需給計画の後に「需給ギャップ」を入れていただけると。

石田主査 よろしいでしょうか。

それでは、12番は結構です、要りません。

13番も、要りません。

14番も、ほかのところでもう少し、より具体的にかなり議論されていますので、とりあえずは落とします。

15番、鋤柄委員、いかがでしょうか。

鋤柄委員 これは、結構です。

石田主査 わかりました。

16番、作本委員。

作本委員 すみません、ちょっと文章変わりますけれども、「No.4と5の発電所の

修復と延命が環境問題による理由で実施できない理由につき、協力調査、協力準備調査で確認し、これをDFRに記載すること」。

結構です。

石田主査 よろしいですか。ありがとうございます。

では、続けて、17番をお願いいたします。

鋤柄委員 結構です。消していただいて結構です。

石田主査 18番、作本委員。

作本委員 すみません、もう一回ですけれども、「送電線事業は不可分一体の事業であること、あと、灰捨場は本体事業の一部であることを明確に記述すること」。ちょっとスコーピングのほうは後に回します。

石田主査 いえ、送電線事業を不可分……灰捨場は。

作本委員 「本体事業との関連で」と入れたほうがいいかな。冒頭に、すみません、「本体事業との関連で」ということを冒頭に入れていただけますか。「本体事業との関連で、送電線事業は不可分一体の事業であること」。「そして」かな、「灰捨場は本体事業の一部であることを、DFRに明記すること」。

どこかに書いてあるかもしれないですけれども、ちょっと交通整理がうまく私わからなかったの。

石田主査 また必要であれば戻っていきます。

では、続けて19番、清水谷委員。

清水谷委員 18番と重なるので、一緒にしたいのですけれど、ちょっと意味としてはですね。「不可分一体の事業として取り扱われる送電線に関して、概略設計（ルート検討を含む）を説明し、DFRに記載すること」。

岩田 すみません、括弧の中を聞き逃してしまったので、もう一度お願いいたします。

清水谷委員 「ルート検討を含む」と、右側の回答の。

石田主査 18、ちょっと見せてください。18と19は別々でいいんじゃないですか。

清水谷委員 いいですか。

石田主査 19は、送電線に関してきちんと設計、代替案を書いてくださいということですよ。

清水谷委員 DFRに書いていただきたいという。

石田主査 18番は、不可分一体の事業であることや本体事業であることを明記すること。分けたほうがわかりやすくありませんかね、JICAとしては。

清水谷委員 わかりました。

石田主査 じゃあ、一応分けておいてください。

それでは、20番、お願いいたします。田辺委員。

田辺委員 カットです。

石田主査 カットで、わかりました。

21番、清水谷委員、いかがですか。

清水谷委員 カットでいいです。

石田主査 22番、日比委員は、これは要らないということでした。

23番は、いかがでしょう、鋤柄委員。

鋤柄委員 これは、後ろのほうでまとめますので、結構です、これは。

石田主査 はい、では、とりあえずここはカットする。

24番、清水谷委員。

清水谷委員 残します。

「洪水リスクと対策に関して、No.8、9を囲む堤防建設の計画の概要をDFRに記述すること」。

石田主査 それで、清水谷委員の意図されることは、書いてくれそうですかね。

清水谷委員 はい、まあ、今回のこの質問によって、No.8、9を囲む堤防が建設する計画があるということがわかったので、それをやはりDFRに、そういう対策もやるというところを、しっかり書いていただきたいと。今までは、何メートル以上だから問題ないというような書き方だったんですけど、もう少し積極的な対応をやるというところを、書いていただきたいということです。

石田主査 わかりました。

では、続けて25番。

清水谷委員 25番は、結構です。

石田主査 26番はいかがでしょう。

清水谷委員 残します。左側を使います。

「この地域の洪水の履歴を調査し、その内容を洪水対策に充てること」。

石田主査 よろしいですか。

清水谷委員 はい。

石田主査 27番は、削除です。

日比委員から、残してほしいものは私教わりましたので、27番は削除です。

ちょっと待ってください、28番。28番も、これも削除だったと思います。

29番も削除です。

29、30、31まで削除です。

清水谷委員 32番も削除でいいです。

石田主査 はい。33番から。

鋤柄委員 33から35は、削除で結構です。

清水谷委員 36、削除で結構です。

石田主査 36、削除ですね。はい。

37番、いかがでしょう。

作本委員 37番、削除で結構です。

石田主査 38番、39番、いかがでしょうか。

清水谷委員 38、残します。

「土壌汚染対策に関しては、国際的に認識されている基準との比較を行うこと」。もう、そのくらいでいいです。

石田主査 続けて、39番。

清水谷委員 39番は、「旧灰捨場における有害物質による土壌汚染の状況及び地下水汚染の状況を化学分析等の科学的手法をもとに明らかにして、DFRに記載すること」。

石田主査 これは、その明らかになったことを、今後つくられる施設建設、灰捨場も含めて、それに役立てるというところは、どうでしょうか。後半の部分は。

清水谷委員 そうですね。私としては残したいんですけど、それを書いたらJICAさんのほうでは言い過ぎだということになりそうでしょうか。何か、先ほどまでの説明では、もう既にNo.8、9というのは建設が済んでいるしということで、事実上もう判断は終わっているという話なので。

作本委員 「汚染の可能性がある場合には」、この後半を使わせて、「環境対策を立案する」とかというふうな、それを使って条件つきで、後半を。

「汚染が予想される場合には」で、いいですか。

清水谷委員 汚染が予想される場合。

作本委員 「また」。

清水谷委員 「また、汚染が予想される場合には」で、環境対策立案のほうにですね。「を立てることをDFRに記載すること」。

石田主査 これであれば、JICAとしていかがですか。

じゃあ、まあ残しておいて、またメールでやりとりしますか。

はい、お願いします。

作本委員 これ、地下水だけに限定されていますよね。地下水調査だけでいいかしら。

清水谷委員 多分、おっしゃられたように、土壌も、表層の話もありますね。

作本委員 土壌調査も。

石田主査 土壌汚染の状況及び地下水、2つやる……

作本委員 簡単に土壌汚染と入れちゃって、それほど、大変な調査になりますかね、ボーリングじゃないけれども。どこら辺までやるんでしょうか、これって。サンプル調査。

いいですか、言っても。

石田主査 とりあえず、これで残されればいかがですか。土壌汚染ということの適用可能性を検討してください。ただ、重要な指摘は、今しておきますけれども。

では、40番。

作本委員 これは削除してください。

石田主査 40番は削除です。

41番、42番も削除です。

43番。

作本委員 43番が、入れるべきかどうか、ちょっと悩んではいるんですけども、ちょっと仮に作文させてください。

「非自発的住民移転に対する補償について、「法的拘束力を有しない」と記述する場合には、拘束力の有無について十分に事前の調査を行うこと」。

法的拘束力がある、ないってなかなか言い切れない、断定できないでしょうということなんです。

「事前に」を入れてください。「事前に法的拘束力の有無を十分に調査すること」で」。

以上です。

石田主査 よろしいですか。

作本委員 はい。

石田主査 それで、44番、いかがでしょうか。清水谷委員。

清水谷委員 44番、落とします。

石田主査 はい。

45番、結構です、要りません。

46番は、いかがでしょうか。

鋤柄委員 せっかくのご説明を、これ書いていただきたいと思いますので、「代替エネルギー源について」……まあ、このままでいいですね。「代替エネルギー源についての検討を、ディーゼル発電と石炭火力に限った理由を、DFRに記述すること」。

要は、この回答の部分を書いてくださいということです。

石田主査 では、47番、田辺委員、いかがでしょうか。

田辺委員 残しまして、ちょっと追加します。「代替案検討に際しては」、点の後に、「世界銀行等が実施している方法を参考に」。

48ですか。

石田主査 47は、もうそのままよろしいんですか。

田辺委員 はい。

石田主査 わかりました。では、そのまま残すということで。

48番を。

田辺委員 48は、これはカットしてください。

49は、残しまして、ちょっと追加します。その真ん中ぐらいの「IFC基準を上回ること」の後に、「ことになり、さらにNo.6/7の影響が追加され、大気室の悪化が想定

されることから」。

以上で。

石田主査 「ことから、現在検討している」とつながるわけですか。

田辺委員 そうですね。

鈴木氏 すみません、こちらに関しましては、IFC基準の括弧、大気地域、というのは、これ、大気環境のことですよ。

田辺委員 ああ、これは排出基準と混同していました。これは適切ではないという感じですかね。IFC基準。

鈴木氏 IFC基準、大気環境のIFC基準ということで。

田辺委員 はい、そうですね。そういう意味なんですけれど。いわゆる、そのNo.8と9のEIAというのは、そうか、煙突から出る……そのIFC基準というのは、すみません、そのIFC基準というのは、上回らないということですか。すみません、多分、さっき確認しておけばよかったと思うんですけども。

鈴木氏 恐らく、おっしゃっていることは、6、7、8、9からの大気排出によって増加する大気汚染、大気環境ですね。こちらが、大気環境のIFC基準を上回る場合はということでしょうかね。

田辺委員 そうですね、はい。そうすると、ちょっとすみません。回答のほうを使わせていただきます。

「No.6～9からの大気排出を考慮した累積的影響を考慮して、設置場所の代替案を検討すること」で。

岩田 そうなると、左側は全部消えるということですか。

田辺委員 そうですね。そのほうが。ちょっと、確かに、今の文章は、上回るという……。

石田主査 じゃあ、右側に残された部分を助言とするということで、よろしいですね。

田辺委員 はい。

石田主査 わかりました。ありがとうございます。

50番、鋤柄委員、いかがでしょうか。

鋤柄委員 これはカットで、削除してください。

石田主査 50番は削除、はい。

鋤柄委員 51番も、削除をお願いします。

石田主査 51番削除、はい。

清水谷委員 次、52番から55番、カットで結構です。

石田主査 52から55まで、はい。

56も、確かこれはカットでよかったですね。

57番、いかがでしょうか。

田辺委員 これは、新たなちょっと文案を考えまして、「緩和プロジェクトとしてベースラインを設定する際は、根拠を明確にした上で、発電容量をそろえて比較をすること」と。

石田主査 はい。

それでは、ここで日比委員が残されていたメッセージは、58番と59番が、もし可能であれば田辺委員のと一緒になるようなことも考慮してほしいということですが、なりそうですか、それとも別にしておいたほうがよろしいですか。

田辺委員 いや、多分。

石田主査 58は、その国際スタンダードを、今ある国際的な潮流を考えた上で、というのがありますけれども、一緒になりますか。

田辺委員 多分、さっき日比委員が言っていたことはこんな感じかなと思ったんですが、まあ、適宜、日比委員に追加していただく形でいいんじゃないでしょうか。

石田主査 わかりました。じゃあ、57、58、59をあわせて、今つくっていただいた57番の文言ということで。はい。わかりました。了解です。

60番、これもどこかで出てくるので、とりあえず削除してください。

61番ですね。61番は、恐らく田辺委員がどこかで、70番と関連するんですよね。どうしましょう。70番は残されますか。

田辺委員 はい、残します。

石田主査 じゃあ、70番を残されるなら、私そこに便乗させていただくということで、期間工事限定……そうですね、わかりました。

70番を検討されるときに、もしつけ加えることがあったら、検討させていただきますので、61番はとりあえず飛ばしてください。

62番は、いかがでしょうか。

清水谷委員 削除で結構です。

石田主査 63番、清水谷委員。

清水谷委員 63番は、削除でいいです。

石田主査 はい。64番。

鋤柄委員 64番、65番は、後ろのほうへまとめますので、削除してください。

石田主査 はい。66番はいかがですか。

田辺委員 これは残してください。

石田主査 文言はこのまま残す。

田辺委員 そうですね、はい。

石田主査 はい、そのまま残します。

67番と69番は、日比委員から、このような助言してくださいと言われていました。

67と69を足して、「気候変動による灰捨場の影響評価を行うこと」と。「気候変動も考慮した」ですね。「気候変動を考慮に入れた」ですね。

鈴木氏 それは、その具体的に気候変動をどのように考慮する必要があるのか。

石田主査 それは私は本人じゃないのでわからないですけども。

鈴木氏 実際、非常にこれは難しいと思います。

石田主査 気候変動だから、過去のデータにはなかったような、例えばその洪水量だとか、水量の変化や温度の変化ということじゃないんでしょうかね。つくられる、例えば過去のデータに基づいてつくったような防波堤を超えてくるような水が灰捨場に流れ込むだとか……

作本委員 地すべりとか洪水とか、あちこちで最近急に起こっていますよね。そういうようなことを言っているんじゃないかなと思いますけれども。

石田主査 そういうことじゃないかと思うんですよ。具体的に何か、影響評価、それを含めてできそうですか。

鈴木氏 気候変動によって、例えば定量的な何かその、例えば今43メートル、今まで過去であったのが、それを気候変動の影響で44メートルまで来るとか、そういう数字を出すことというのが非常に難しいので。

石田主査 ただ、日比さんが書かれた67番で、(1)気象、(4)水象、(5)洪水の状況記述において、今後想定されるような気候変動について書いてくださいということだと思うんです、意図は。気象と水象と洪水、この3つに関して気候変動があると仮定して評価をしてくださいと。

ただ、あくまでシミュレーションなので、必ず起きるわけじゃないから、それは書けるんじゃないでしょうか。今後、気象に関しての気候変動が起きる場合、それから水象に関して、水象というのは多分水の量だと思うので、気象は恐らく温度、乾燥。それから洪水は、その洪水の量、洪水の頻度ですよ。それが今までと違うパターンが出現した場合に、灰捨場が持つことによる周囲への影響はどうなるだろうかという予測をしてくださいということだと思うんですね。

数字は出ない場合には、定性的でもいいと思うんです。質的な表現で結構だと思いますので、まず、やってみていただけますか。

鈴木氏 わかりました。はい。

石田主査 68番、鋤柄委員、いかがでしょうか。

鋤柄委員 今のにとても関連するのですが。

石田主査 じゃ、一緒にしましょうか。

鋤柄委員 どうでしょうか。気候変動ということではなくて、予測の範囲内ということで申し上げますと、「堤防外に新設する灰処分場について、風、降雨、氾濫等によって周辺の農地、河川、湿地に対する汚染源とならないよう、対策を検討し、DFRに記述すること」。

これは、これまでに記録のあるというのをイメージしています。

作本委員 ちょっと私のも似ているので、ちょっとその次に一つ、右側にでもちょ

っと、加えさせていただいていいでしょうか。

先ほどの議論の中で、本体事業の一部である、ちょっと言葉悪いけれども「本体事業の一部である灰捨場の事故対策」、事故という項目がありますよね、交通事故の事故。「について、スコーピングで取り上げ、DFRに記述すること」。ちょっと内容的にだぶっていたら、もし、調整していただくとありがたいのですが。

石田主査 スコーピングで取り上げるというのは、その後の。

作本委員 スコーピングの項目に灰捨場は当然のように入っているわけですがけれども、事故の中に取り上げていないということがあるので。

石田主査 はい。ということは、スコーピングだけじゃなくて……。

作本委員 幾つかの項目で、灰捨場は記述されているんですね。

石田主査 環境とか、そのあたりも全部、はい、わかりました。

作本委員 ただ、灰だけ、そこのところだけは落ちていたので、事故というところで項目については。

石田主査 はい。

作本委員 どうでしょう、一緒にもし、鋤柄さんと同じ文章にするんだったら、それで。

鋤柄委員 どうですかね。スコーピング、私が考えたのはちょっと……

作本委員 に反映することとか、何かありますか。

鋤柄委員 スコーピングに限ってはいないので。

石田主査 スコーピングの後で、対策について述べられていますよね。

鋤柄委員 ええ。

作本委員 じゃ、別項目のほうがいいですか、そこはちょっと。ちょっと今スコーピングのところだったので、これを言っちゃったんですが。

鋤柄委員 じゃあ、分けて、あれでしょうか。作本先生の助言は……

作本委員 スコーピングに書き込んでくれというだけのことですね、ここでは。じゃあ、別口で、してください。

鋤柄委員 別でということ。

鈴木氏 すみません、一応、49ページの表の9-1の予測及び評価指標の概要のところ、20番の事故のところに、プラントや石炭の処分場のエンデミングを精査し影響を予測するということが、一応記載はさせていただいております。

作本委員 項目の中には、こっちは入っているんですね、いわゆる詳細の中にね。

鈴木氏 はい。

作本委員 調査の対象にしなければということに、中には入っているんですけど、やはりこのスコーピングの中に、ちょっと事故というところの欄に入っていなかったという、それだけのことです。すみません。

鈴木氏 わかりました。はい。

石田主査 これ、今スコーピングでしたっけ、やっているものは。

作本委員 スコーピングです。

石田主査 鋤柄委員が書いていただいたの、あれもスコーピングの項目でよろしいんですか、場所としては。

鋤柄委員 環境配慮のほうでしょうか。

石田主査 環境配慮ですね。

鋤柄委員 ええ。

石田主査 じゃ、環境配慮に移してください。お願いします。

鋤柄委員 すみません。

石田主査 では、続きまして、70番をお願いいたします。田辺委員。

田辺委員 これは、このまま残す感じで。追加で何かつけ足すことがあれば、石田委員お願いします。

石田主査 識字率の低い云々、期間限定、一次的……。限定的ということは、持続的じゃないということなので、これは特に持続的という言葉を入れなくていいと思いますので、すみません、可能であれば、私の名前もつけ加えておいてください。それで結構です。

では、71番、田辺委員、いかがでしょうか。

田辺委員 これは、これも残してください。

石田主査 丸々そのままですか。

田辺委員 はい。

石田主査 わかりました。

72番については、田辺委員のと一緒にできないでしょうかという日比委員でしたけれども、日比委員の、ほぼ同じですか、71と72の内容は。

田辺委員 そうですね。

石田主査 じゃあ、日比委員の名前も書き加えてください。

では、73番、74番、落とし……

作本委員 その前に、すみません、スコーピングに1項目追加させてください。

石田主査 新規ですね。

作本委員 ええ、ごめんなさい。ちょっと先ほどの議論の中からでありますけれども、ちょっと文章を読みます。

「不可分一体の事業である送電線については」、本資料というんでしょうか、「この対象サイトを特定できていないので」、できなかったの、今回サイトが決まっていなかったですね。「できていないので、スコーピング評価を改めて行い、DFRに記述すること」。

以上です。

石田主査 よろしいですか。

73、74、迷うんですが、恐らく海外からとるということはないわけですね。わかりました。じゃあ、落とします。

75番、76番以下、77番、78番。

作本委員 75と6、まずは落とします。

77番について、ちょっとほかの方とかかわるかもしれませんが、灰捨場のその環境対策、回答のほうに出ているとおりでありますけれども、「灰捨場にかかわる環境対策を十分に実施し……対策について十分な検討を行い、これをDFRに記載すること」。もしほかの方の部分とだぶっていたら、ちょっと灰捨場いろんな……

石田主査 先ほどの鋤柄委員のコメントをちょっと見せていただきたいんですが、助言を。それと同じであれば、そちらに名前を。

作本委員 はい、そうしてください。

石田主査 これと同じですか。

作本委員 そうですね。周りへの影響ということで、よろしいですか、一緒にさせてもらって。

石田主査 鋤柄委員の、はい。

作本委員 対策も入っているので、そういうことで。

じゃ、それをお願いいたします。

石田主査 わかりました。

作本委員 次の78番は、なしでお願いします。

石田主査 はい。

79番から、田辺委員お願いします。

田辺委員 79番は、先ほどのあれと同じなので、新たな文章をつくりました。

「No.6～9からの大気排出を考慮した累積的影響評価を踏まえ、悪化大気地域の基準を参照するかどうかを慎重に検討すること」。IFCって入れたほうがいいですか。IFCの……「悪化大気地域」ですね、すみません。「悪化大気地域のIFC基準を参照するかどうかを慎重に検討すること」。

鈴木氏 悪化大気地域の大気排出にかかわる、大気基準。

田辺委員 大気排出、はい。

次は、80はカットしていただいて。

81もカットしていただいて。

これはもう、あれですね、82は上と同じなので、カットですね。

83は残してください。

石田主査 83は、このまま残しますか。

田辺委員 はい、このまま。

鈴木氏 すみません、83に関しましては、具体的に本調査で、そのPM2.5の推定値を記載をすることを求めるということでしょうか。

田辺委員 現況値は記載すると。推定値は、なるほど、困難。つまりその、モデルではできないということですか。

鈴木氏 今の現状では、この発生メカニズムの影響が複雑ですので、PM2.5に関してはそのモデルは確立はされていないんです。

田辺委員 なるほど。わかりました。じゃ、現況値にしましょうか。現況値というのは、その、要はNo.6~9を運転開始したときの現況値。

鈴木氏 現況値は、今現在の現況値になります。

田辺委員 現在、なるほど。まあ、わかりました。

そうしたら、「運転開始後の推定値」というところをカットしていただいて。そうですね、「No.6、7及びNo.8、9」をカットですね。そうですね、これでいいです。

石田主査 「現況値の確認を記載すること」と。

田辺委員 そうですね、はい。

清水谷委員 すみません。

石田主査 どうぞ。

清水谷委員 私ちょっと時間がなくなってしまいました、ちょっと私の部分を先に言わせてもらってもいいですか。

石田主査 わかりました。じゃあ、今83まで来ましたので、はい。

清水谷委員 私、これが次が、98番。

98番、残しますが、一部だけ残します。

「地下水汚染に関して、事業地周辺及び灰捨場予定地周辺を含むエリアで地下水を採取し分析する」。ちょっと待ってください。含むエリアで、「適切な時期に」。あとは結構です。

99番は、落とします。

103番、落とします。

109番は、残します。109番は、「地下水を常時飲用している地域住民に対して、健康状態に関するヒアリングを行い、DFRに記載すること」。

もう一つ、その一番頭のほうですね、一番最初に、「社会調査の一環として」というところを書いてください。

これ、社会配慮にしたほうがいいですかね。住民、ステークホルダーというほうがいいんですかね。

石田主査 社会調査、やられるわけですよ、今回。

じゃあ、よろしいんじゃないでしょうか。

清水谷委員 はい。

石田主査 以上ですか。

清水谷委員 以上です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、戻ります。

84番から。

作本委員 84番は、削除をお願いします。

85番を、ちょっと次のように文章を変えちゃいましたけれども、よろしく願いします。

もう全く最初からですけれども、「複合汚染の発生が懸念されるので、個別の、個別プロジェクトの排出基準値の達成だけでなく」点で、「地域に立った汚染対策を行うこと」。

以上です。

総量規制とか、そういう言葉を除きました。総量規制という言葉を入れていませんけれども、地域に立ったという意味で、地域周辺全体が空気が悪くならないようにということを入れてみました。

石田主査 わかりました。

86番はいかがですか。

作本委員 86番は、削除で結構です。

88も削除。

89番だけですね、右側の回答欄のものを使わせていただいて、「水質調査に当たっては」、「の際には」で結構です。「大腸菌調査を行うこと」。

以上で。

石田主査 わかりました。

90番は、落としてください。

作本委員 91、92、これを落としてください。

93だけ、ちょっと次のように文章を変えさせてください。

「生態系調査の実施においては、相手国の宗教観、生態系観」というのがあるかどうかかわかりませんが、ちょっと生態系に観念の観を書いていただいて、「を重視して、配慮調査を行うこと」。

以上です。表現でもしおかしかったら、「生態系観」というのがあるかどうかかわかりませんが、以上です。

94番は削除で、94、5、両方とも削除をお願いします。

石田主査 はい。96も、要りません。

97番は、いかがでしょうか。田辺委員の。

田辺委員 これはカットしてください。

石田主査 98番も終わりましたので、98番やりましたよね、はい。

99番は要らなくて、100番も要らなくて、101も要らない。

102番、いかがでしょうか。鋤柄委員。

鋤柄委員 川への影響は、日比委員は101は必要ないとおっしゃっていましたか。

石田主査 101は、はい。

鋤柄委員 そうですか。

石田主査 でも、必要であれば日比委員のも使っていただいて、残しましょう。

鋤柄委員 はい。

「生態系の調査においては、陸域だけではなく、河川及び湿地帯も調査対象に含めること」ですね。

全く日比委員の内容ですが。

石田主査 わかりました。じゃあ、コメントとして残していただくと。

103番はよくて。

104番は、いかがでしょうか、田辺委員。

田辺委員 残します。

「周辺の事業計画」の後に括弧していただいて、「パール発電所等」というのを入れてください。

石田主査 それでよろしいですか。その「パール発電所等」を入れるだけでいいか。

田辺委員 はい。

石田主査 あとはもう全体を残すわけ。はい。104番は、じゃあそのまま残していただいて。

105番は、いかがでしょうか。

作本委員 ちょっと今、まだ悩んでいるんですけども、先ほどの石田さんからのコミュニティーの話が出たところなんですけれども、とりあえずちょっとコミュニティーの開発利益、文章新しいので、「コミュニティーの開発利益への裨益方法について検討すること」と。ちょっと、石田さん、いかがでしょうか。アドバイスお願いしたいんですけど。

石田主査 「具体的に」とかいうのはだめですか。「具体的な対策を」、「具体的かつ実施可能な対策」。

そうすると、何かJICAさんを追い込んでいるようなことになりますか。そうですね。ただ、そのマクロに裨益をする方法としてあり得ると列挙するのじゃなくて、恐らく作本委員のお考えは、何か具体的な便益を、小学校なり地域なりにしてあげればどうかという。

渡辺 そうしますと、環境社会配慮の観点というよりもプロジェクトとして事業実施エリアに対する事業の裨益をどう考えるかということを思いますが。

石田主査 そういうことですね。

作本委員 そうですね、そういう大きな事業をやるときには一緒に、例えば小学校をつくってあげるとか、何かそういうような。

石田主査 ただ、ボリビアかグアテマラで、その地熱発電をつくるときに、その、国立公園のそばでやりましたので、それについては国立公園管理も実は、管理に対す

る何かをしてくださいということは、委員会のほうが提言しているんですよね。それは助言として受け入れていただいて、かつ、その実施側のほうもやることは特に、そういうことを考えていたということなので、ちょうどスコープにうまく入れていただいたということはありません。

渡辺 たとえばインドネシアのケースのように、電力会社はそういうコミュニティに対する裨益を行う場合もありますね。

石田主査 やりますね。はい。

渡辺 この電力会社がどうかというのはわかりませんが、一般論として、まあ、やるということはあるかもしれませんが、それが、じゃあ、やらないと我々のガイドライン上だめかと言われると。

作本委員 それはね、ありませんので……

渡辺 そういうことではないという理解の上での、プロジェクトとしてどう地域への還元というんですかね、を考えるかということを検討することかと思います。

作本委員 そういうレベルですね、ええ。そういうレベルで……

石田主査 じゃ、この文言で……

作本委員 具体的にいくと、今のことを、じゃあ、「具体的で実施可能な方法について検討すること」。

それで、ありがとうございます。

石田主査 じゃあ、106番は、調査をしていただくということなので、落としてください。

107番も、落としてください。

108番、そうですね、108番、ごめんなさい、残します。

「地域における水辺の採集活動及び漁業について、調査を行うこと」。調査方法はお任せしますので、よろしく願います。

109番、終わりました。

110番も、要りません。

あ、110、111は一緒にします。110、111は一緒にして、111番の文言を使ってください。もう、そのまま残します。日比委員と統合ということで、残します。

112番は、不要です。

113、114、いかがでしょうか。田辺委員。

田辺委員 残してください。

石田主査 2つとも、そのまま残しますか。

田辺委員 はい。

石田主査 2つともコメントで残します。

作本委員 115、削除で願います。

石田主査 わかりました。

皆様、どうもありがとうございました。

どうでしょうかね、確認したほうがいいですか。かなり数が多いので。もう6時近いのですが、せっかくここまでやったので、漏れがないかだけ確認しますので、最初、1番に戻してください。

どこを助言にしたかだけを、順番に教えていってくれますか。もし、ご自分の助言がないということであれば、発言をお願いします。

岩田 では、助言番号を残ったものだけ読み上げていきます。

石田主査 はい、お願いします。

岩田 4番。9番。11番。16番。18番。19番。それから24番。26番。38番。39番。43番。46番。47番。

石田主査 49番は残っているんですね。

岩田 はい、49残っています。

57番と、58番、59番が統合されます。

61番が、70番へ統合されます。

66番。

67番、これは69番が統合されます。

68番が残り、68番に77番が統合されます。

それから、不可分一体事業について、作本委員、新規で助言を追加。

69番は67番へ統合されています。

70番が、61番と統合されて残ります。

71番が、72番と統合されて残ります。

それから、作本委員が新規で不可分一体事業について追加されています。

それから、79番。83番。93番。

石田主査 85番は残らなかったでしたっけ。

岩田 失礼しました、85、残っています。

石田主査 はい。89番。

岩田 89も、はい、大腸菌の調査、残っています。

93番。98番。102番。104番。105番。108番。109番。

110番と111番が統合。

113番。114番。

以上です。

石田主査 皆さん、よろしいでしょうか。あとはメール審議でやりたいと思います。すみません、記録に残るような6時近いところまでやってしまって、不手際でどうも申しわけありませんでした。

それでは、JICAのほうから、今後の日程等をお願いいたします。

渡辺 石田主査、ほかの委員の皆さん、どうも長い間お疲れさまでした。

助言案の取りまとめにつきましては、冒頭申しましたとおり、これ、5月8日の全体会で助言案を確定したいというのが、このインド課の希望でありまして、可能であれば5月7日までに取りまとめ、メール審議のほうをしていただけるよう、今日、もしくは来週の月曜日には事務局のほうから皆様にメール差し上げますので、最終的な取りまとめを、ワーキングでの取りまとめを石田主査のほうにお願いして、それが5月7日までに何とかできればなというふうに考えておりますので、もし皆様の無理がないということであればあります。

石田主査 27日にいただける予定、27か28に。

渡辺 そうですね、今日、もしくは27には、我々の案を送れますので。

石田主査 わかりました。今日、ないしは27と。

そうすると、5月7日に取りまとめということは。

渡辺 営業日としては4日、5日ぐらいしかないんですけども。

石田主査 そうですね、はい。

作本委員 ちょうど連休で、皆さんお勤め先に出ない人もいるかもしれないね。

石田主査 お忙しいと思いますが、最初の、JICAから出てきた案を最初にまとめるのが、今日、ないしは4月27日にいただければ、まあ来週中には、来週中で間に合いますか。27で5日足すと5月2日、はい、来週。

作本委員 むしろ今週中原則で、もうまとめるつもりでいたほうがいいのかもしい、27日の来週中に。

石田主査 そうです、はい、来週……

作本委員 それ終わっちゃうとむしろ、連休は連日続くから、もう見えないという、読めない状態になるかもしれないので。

石田主査 はい。後半そうです、はい。

じゃあ27日、来週中にまとめてしまうというところで、お手数ですけども、努力しましょう。お願いします。

渡辺 はい、ありがとうございます。

それでは、以上で本日のワーキンググループを終わりにしたいと思います。どうも皆様、ありがとうございました。

午後6時00分閉会